

有価証券上場規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、業務規程第1条の3第4項の規定に基づき、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち競争売買市場（J-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例第2条第7号に規定する競争売買市場をいう。以下同じ。）における有価証券の上場申請及び上場審査、上場有価証券の管理、変更上場、所属部の指定及び指定替え、上場廃止その他上場有価証券に関する必要な事項を定める。

2 この規程のうち、次項に掲げる規定以外の規定の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。

3 この規程のうち、第2条から第4条まで、第7条から第12条の3の2まで、第12条の3の4（第1項を除く。）、第12条の3の5（第4項を除く。）、第12条の4、第14条の2から第17条まで（第16条第2項及び第3項並びに第16条の2第2項及び第3項は除く。）及び第22条から第24条の規定の変更は、自主規制委員会の決議により行う。

4 この規程のうち、第12条の3の4第1項の規定の変更にかかる第2項に規定する取締役会の決議においては、自主規制委員会の同意を得るものとする。

(社会資本整備市場)

第1条の2 本所は、本所の市場において、社会資本の整備に資することを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進

に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第1項に規定する公共施設等その他社会基盤となる施設の整備等に関する事業のうち特定のプロジェクト（以下「特定事業」という。）を専門に行うために設立されたプロジェクト事業会社が発行する有価証券に係る上場制度を設ける。

2 前項に定める上場制度に基づき上場する有価証券に係る市場は、社会資本整備市場と称する。

（申請による上場）

第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者からの申請により行うものとする。この場合における上場申請に係る株券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第9号に掲げる株券の性質を有するもの（以下「外国株券」という。）を含む。以下同じ。）、優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）及び外国株預託証券等（外国株預託証券（外国株券に係る権利を表示する預託証券（法第2条第1項第20号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は外国株信託受益証券（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券であるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。

2 本所に上場している株券、優先出資証券又は外国株預託証券等の発行者（以下「上場会社」という。）が行う新設合併、株式移転又は新設分割（本所が定めるものに限る。）によって設立される会社（外国会社（外国株券又は外国株預託証券等の発行者をいう。以下同じ。）及び協同組織金融機関（優先出資法に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が発行する有価証券については、その設立前（当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る

株主総会（優先出資証券の上場を申請する場合にあつては、普通出資者総会（優先出資法に規定する普通出資者総会をいう。以下同じ。）。ただし、優先出資者総会（優先出資法に規定する優先出資者総会をいう。以下同じ。）の決議が必要な場合は、普通出資者総会及び優先出資者総会）の決議後に限る。）においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

3 前2項の規定は、国債証券、株券及び外国株預託証券等のうち法第125条の上場命令に基づき上場する株券及び外国株預託証券については、適用しない。

第2章 有価証券の新規上場

（新規上場申請手続）

第3条 新規上場申請者（本所の市場に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請しようとする場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1) 商号又は名称

(2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。）を定める場合には当該単元株式数。ただし、上場申請に係る有価証券が外国株預託証券等である場合には、銘柄、種類、1外国株預託証券等に権利が表示される外国株券の数、発行数、外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券の銘柄並びに預託機関等（外国株預託証券については当該外国株預託証券に係る預託機関をいい、外国株信託

受益証券については当該外国株信託受益証券に係る受託者（信託法（平成18年法律第108号）第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいう。以下同じ。）の名称及び所在地とする。

(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券（法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（以下「預託証券」という。）を除く。）の銘柄，種類，発行数，額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数

(4) 上場申請に係る有価証券及び新規上場申請者が発行者であるその他の有価証券の発行登録の内容

(5) 上場申請日以降の日に，上場申請に係る株券若しくは優先出資証券（当該株券又は優先出資証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）若しくは外国株預託証券等（当該外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券を含む。）の公募（一般募集による新株若しくは優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）又は株券若しくは優先出資証券に係る権利を表示する預託証券の発行又は処分をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上場申請に係る株券の上場のための数量制限付分売を行うときは，その旨

(6) 社会資本整備市場への上場を申請する場合には，その旨

(7) 上場申請に係る株券（外国株券を除く。）についての指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債，株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いに関する事項

(8) 上場申請に係る株券（社会資本整備市場への上場申請に係る株券及び外国株券を除く。）の市場第一部銘柄への指定を申請する場合には，その旨

(9) 取締役会設置会社である旨の登記が行われた日

2 前項に規定する有価証券上場申請書には，次の各号に掲げる書類を

添付するものとする。ただし、第6号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会（優先出資証券の上場を申請する場合には、取締役会に相当する業務執行を決定する機関をいう。以下この規程において同じ。）の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、取締役会において上場申請を決議したことを証する書面

(2) 新規上場申請者の登記事項証明書

ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。

(3) 定款の写し

(4) 新規上場申請者の商号、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した直前事業年度（上場申請日の属する事業年度の前事業年度をいう。以下この章において同じ。）に関する「上場申請のための有価証券報告書」

2部

(5) 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

(6) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の取引参加者（当該新規上場申請者が内国会社（社会資本整備市場への上場を申請する者を除く。）である場合には、取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者又は同条第4項に規定するIPO取引参加者をいい、社会資本整備市場への上場を申請する内国会社又は外国会社である場合には、現物取引参加者をいう。）（以下「幹事取引参加者」という。）が作成した次のa及びbに掲げる書類

a 本所所定の「推薦書」

b 本所所定の「確認書」

(7) 新規上場申請者が外国会社である場合には、次の書類

a 有価証券上場申請書及びその添付書類に記載された法令に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家の法律意見書

b 上場申請に係る有価証券が、当該外国会社の属する国（以下「本国」という。）その他の本邦以外の地域（以下「外国」という。）の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国の金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されている場合には、当該外国の金融商品取引所等における上場申請に係る有価証券の流通の状況に関する書面

c 有価証券上場申請書に記載された代表者が、当該有価証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面

d 上場申請に係る有価証券の見本。ただし、当該有価証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合には、当該見本の添付を要しないものとする。

(8) 上場申請に係る内国株券（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第20条の3第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面

(9) 外国株預託証券等の新規上場申請者である場合には、次の書類

a 上場申請に係る外国株預託証券等に関する預託契約等（外国株預託証券については当該外国株預託証券に係る預託契約をいい、外国株信託受益証券については当該外国株信託受益証券に係る信

託契約をいう。以下同じ。) その他の契約を証する書面の写し

- b 上場申請に係る外国株預託証券等に関する預託機関等が本所が必要と認める事項について同意していることを証する書面の写し

(10) その他本所が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

- a 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号に掲げる書類
- b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」
- c その他本所が必要と認める書類

(2) 株券上場審査基準第4条第3項第2号及び第4号に該当する新規上場申請者

- a 前項第1号、第3号及び第7号並びに前号bに掲げる書類
- b 上場申請に係る外国株券若しくは当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券又は上場申請に係る外国株預託証券若しくは当該外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券が、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されることが明らかであることを証する書面
- c その他本所が必要と認める書類

4 前条第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、前2項に定める添付書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、

提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 取締役会、監査役会又は株主総会（優先出資証券の上場を申請する場合にあっては、普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。）を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合を含み、委員会設置会社にあつては、同第2条第12号に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があつた場合を含む。）には、その議事録の写し（同第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあつては、有価証券に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。）

(2) 経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合には、その報告書

(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し

各1部

a 有価証券届出書（法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書

類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。以下同じ。) (既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

b 有価証券届出効力発生通知書

c 有価証券通知書 (変更通知書を含む。) 及びその添付書類 (既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

d 届出目論見書 (届出仮目論見書を含む。)

(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し

各 1 部

a 発行登録書 (訂正発行登録書を含む。) 及びその添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類 (既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

b 発行登録効力発生通知書

c 発行登録追補書類及びその添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類 (既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

d 発行登録目論見書 (発行登録仮目論見書を含む。) 及び発行登録追補目論見書

e 発行登録取下届出書

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

各 1 部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社 (企業内容等の開示に関する内閣府令 (昭和48年大蔵省令第 5 号) (以下「開示府令」という。) 第 1 条第 28 号に規定する継続開示会社をいう。) でない外国会社以外である場合には、a から c までに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a 有価証券報告書 (法第 24 条第 1 項 (法において準用する場合を含む。)) に規定する有価証券報告書 (同条第 8 項 (法において準用

する場合を含む。)の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。以下同じ。)

(訂正有価証券報告書を含む。)及びその添付書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

- b 半期報告書(法第24条の5第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する半期報告書(同条第7項(法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。以下同じ。)(訂正半期報告書を含む。)
- c 四半期報告書(法第24条の4の7第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する四半期報告書(同条第6項(法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。以下同じ。)(訂正四半期報告書を含む。)
- d 臨時報告書(法第24条の5第4項(法において準用する場合を含む。)に規定する臨時報告書(同条第15項(法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて当該臨時報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。以下同じ。)(訂正臨時報告書を含む。)
- e 自己株券買付状況報告書(訂正自己株券買付状況報告書を含む。)
- f 公開買付届出書(訂正公開買付届出書を含む。), 公開買付撤回届出書及び公開買付報告書(訂正公開買付報告書を含む。)
- g 公開買付意見表明報告書(訂正公開買付意見表明報告書を含む。)
- gの2 対質問回答報告書(訂正対質問回答報告書を含む。)
- h 大量保有報告書(訂正大量保有報告書を含む。))及び変更報告書(訂正変更報告書を含む。)

- i 内部統制報告書（法第24条の4の4第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する内部統制報告書（同条第6項において読み替えて準用する法第24条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該内部統制報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正内部統制報告書を含む。）
- (6) 新規上場申請者が発行者である有価証券について内閣総理大臣等に次の書類が提出された場合には、当該提出者から送付を受けた書類の写し
- a 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）
 - aの2 対質問回答報告書（訂正対質問回答報告書を含む。）
 - b 大量保有報告書（訂正大量保有報告書を含む。）及び変更報告書（訂正変更報告書を含む。）
- (7) 公開買付意見表明報告書（訂正公開買付意見表明報告書を含む。）の写しの送付を受けた場合には、その写し
- (8) 相互会社（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社をいう。）から株式会社への組織変更を行う場合には、本所が必要と認める書類
- 6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。
- (1) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合
- 当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に

規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする（次号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

(2) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(3) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表，連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書，連結株主資本等変動計算書，連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち，本所が指定するもの

(2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表，中間損益計算書，中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表，中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書，中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表，四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては，四半期貸借対照表，四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては，中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8 新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社を除く。）は，前項に規定する監査，中間監査又は四半期レビュー（第6項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」，

「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）」各1部を提出するものとする。

- 9 新規上場申請者は、第7項に規定するほか、本所が定める財務計算に関する書類について、本所が定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。
- 10 前各項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、国内の他の金融商品取引所に上場する株券の発行者である場合には、当該新規上場申請者が提出すべき書類の一部を省略することができる。
- 11 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 12 新規上場申請者は、本所が上場申請に係る有価証券の上場を承認した場合には、第2項から第9項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類を提出し、本所が当該有価証券の上場について公表した後、当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 13 第2項第6号に規定する推薦書を作成する幹事取引参加者は、新規上場申請者がその発行する有価証券の上場を申請するに当たって、推薦金融商品取引業者としての参考資料（幹事取引参加者が新規上場申請者の推薦に当たり留意した事項、主な指摘事項又は問題点並びに新規上場申請者の対応について記載した書面をいう。）を提出するものとする。

（上場申請に係る宣誓書）

第3条の2 株券（社会資本整備市場への上場を申請する新規上場申請

者にあつては、債券を含む。)の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(申請の不受理)

第4条 本所は、新規上場申請者が、本所が別に定める場合に該当するときには、上場申請を受理しないものとする。

第5条 削 除

(上場審査料)

第6条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。ただし、第7条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。

(株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の新規上場審査)

第7条 新規上場申請者から上場申請のあった株券(次条の規定の適用を受ける株券及び社会資本整備市場に上場申請のあった株券を除く。)、優先出資証券及び外国株預託証券等の審査は、別添「株券上場審査基準」によるものとする。

(予備申請)

第7条の2 株券、優先出資証券又は外国株預託証券等(上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。)の上場申請を行おうとする者(株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける者を除く。)は、当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日から起算して3

か月前の日以後においては，上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより，上場申請の予備的申請（以下「予備申請」という。）を行うことができる。

2 前項の規定により予備申請が行われた場合には，前条に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 第3条第11項の規定は，前項の審査を行う場合について，準用する。

4 予備申請を行う者は，本所が定める金額の予備審査料を，本所が定める日までに支払うものとする。

（社会資本整備市場の新規上場審査）

第7条の3 新規上場申請者から社会資本整備市場に上場申請のあった株券，優先株及び社債券（転換社債型新株予約権付社債券（業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の審査は，別添「社会資本整備市場上場審査基準」によるものとする。

（上場前の公募又は売出し等に関する取扱い）

第7条の4 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し，株式（優先出資を含む。）の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（募集株式の割当の方法のうち，日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する内国株券等に係る公募であって当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募，株主割当又は優先出資者割当以外の方法をいう。以下同じ。）による募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式をいい，募集優先出資を含む。以下同じ。）の割当等については，本所が

定める規則によるものとする。

(取引所規則の遵守に関する確認書等)

第7条の5 株券(社会資本整備市場への上場を申請する新規上場申請者にあつては、債券を含む。)、優先出資証券又は外国株預託証券等の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書

(2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)、同条第6項に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第7条の6 株券(外国株券を除き、社会資本整備市場への上場を申請する新規上場申請者にあつては、債券を含む。)の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該株券の上場を承認した場合には、当該新規上場申請者のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書(その内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場契約)

第8条 本所が有価証券を上場する場合には、当該上場申請に係る有価証券(上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。)の発行者は、本所所定の上場契約書を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、当該有価証券の上場日にその効力を生ずる

ものとする。

3 本所は、当該有価証券の上場日にその銘柄等の所要事項を上場有価証券原簿に記載する。

4 その発行する株券又は外国株預託証券等が株券上場廃止基準第2条第1項第18号に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券又は外国株預託証券等と引換えに交付される株券又は外国株預託証券等が第10条第2項の規定の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券又は外国株預託証券等が上場されるまでの間、上場株券又は上場外国株預託証券等の発行者とみなす。

第3章 新株券等の上場及び上場有価証券の変更上場

(新株券等の上場申請手続)

第9条 本所の上場有価証券の発行者が発行者である有価証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該発行者は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

- (1) 上場申請に係る有価証券（外国株預託証券等を除く。）の銘柄、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
- (2) 上場申請に係る外国株預託証券等の銘柄、種類、1外国株預託証券等に権利が表示される外国株券の数及び発行数並びに外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券に関する前号に掲げる事項
- (3) 上場申請に係る有価証券の募集又は売出しの条件に関する事項
- (4) 上場申請に係る有価証券の所有者別及び所有数別の分布状況
- (5) 上場申請に係る有価証券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券又は外国株預託証券等である場合には、当該株券又は外国株預託証券等の

内容に関する事項

- 2 本所は、前項の規定により上場申請のあった有価証券の発行者が社会資本整備市場に係る上場制度に基づき上場する有価証券の発行者である場合には、当該上場申請は社会資本整備市場への上場申請とみなす。

(新株券等の上場)

第10条 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と同一の種類のものである場合、本所の上場優先出資証券の発行者が新たに発行する優先出資証券である場合又は本所の上場外国株預託証券等の発行者が発行者である外国株預託証券等（上場外国株預託証券等に係る預託契約等により発行されるものに限る。）である場合には、原則として上場を承認するものとし、その上場の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 上場内国会社が有償株主割当により新たに発行する内国株券（優先出資証券を含む。）のうち本所が定めるものは、発行日取引により上場する。
- (2) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券（優先出資証券を含む。この項において同じ。）と権利関係を異にするものが、本所が定める基準に適合するときは、その発行されたときに上場株券に追加して上場する。
- (3) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、前号の規定により上場されない場合には、その権利関係が同一となったときに、上場株券に追加して上場する。
- (4) 前3号に定めるところによるほか、上場会社が新たに発行する株券は、原則としてその発行されたときに、上場株券に追加して上場する。
- (5) 本所の上場外国株預託証券等の発行者が発行する新株券に係る権

利を表示する外国株預託証券等については，当該新株券が払込済普通株式であって，かつ，上場外国株預託証券等に表示される権利に係る株券と権利関係が同一である場合又は同一となった時に上場外国株預託証券等に追加して上場するものとする。ただし，本所の上場外国株預託証券等の発行者が発行する新株券に係る権利を表示する外国株預託証券等のうち上場外国株預託証券等に表示される権利に係る株券と権利関係を異にする新株券に係る権利を表示するものについては，当該新株券が払込済普通株式であって，当該外国株預託証券等が本所が定める基準に適合している場合に上場するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず，前条の規定により上場申請のあった有価証券が，株券上場廃止基準第2条第1項第18号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には，本所が定める基準に適合するとき上場を承認するものとする。
- 3 前条の規定により上場申請のあった有価証券が，新株予約権証券である場合には，本所が定める基準に適合するとき上場を承認するものとする。
- 4 前項の規定により新株予約権証券が上場されることとなる場合には，当該上場申請を行った者は，本所が定める確約書を提出するものとする。

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第11条 上場有価証券の発行者が，当該上場有価証券の銘柄，数量，種類，額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数等を変更しようとするときは，本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

- 2 本所は，第9条又は前項の規定に基づく上場申請により当該有価証券を上場する場合には，その上場日に，上場有価証券原簿の記載事項

を変更する。

第4章 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)

第12条 上場有価証券の発行者は、適時開示等規則に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報（以下「会社情報」という。）の適時開示等を行うものとする。

(第三者割当等により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等に関する取扱い)

第12条の2 上場会社が行う第三者割当等により割り当てられた募集株式（募集優先出資を含む。）の譲渡の報告等については、本所が定める規則によるものとする。

第4章の2 企業行動規範

(企業行動規範)

第12条の3 上場会社は、企業行動規範に関する規則に定めるところにより、適切な企業行動等を行うものとする。

第4章の3 上場市場の変更

(上場市場の変更)

第12条の3の2 JASDAQに上場する有価証券の競争売買市場への上場市場の変更は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。

- 2 上場市場の変更を申請する者(以下「上場市場変更申請者」という。)は、当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券(受益証券を除く。)について上場市場の変更申請を行うものとする。
- 3 上場市場変更申請者は、本所所定の「上場市場の変更申請書」を提出するものとし、JASDAQからの上場市場変更申請者が、上場市場の変更申請に係る株券(JASDAQに上場されている外国株券を除く。)の市場第一部銘柄の指定を申請する場合には、当該申請書にその旨を併せて記載するものとする。
- 4 第3条第2項(第1号,第4号から第7号まで及び第10号に限る。),第7項及び第13項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、「上場後」とあるのは「上場市場の変更後」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 5 第3条第11項の規定は、上場市場の変更審査について準用する。
- 6 上場市場変更申請者は、上場市場の変更の申請を行う時に、本所所定の上場市場の変更申請に係る宣誓書を提出するものとする。
- 7 本所は、上場市場変更申請者が、本所が別に定める場合に該当するときには、上場市場の変更申請を受理しないものとする。

(上場市場の変更審査料等)

第12条の3の3 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。ただし、第12条の3の5の規定に基づき上場市場の変更予備申請を行った上場株券について、上場市場の変更予備申請書に記載した上場市場の変更

申請を行おうとする日の属する事業年度（上場市場の変更申請を行おうとする日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には，当該直前事業年度の前事業年度）に上場市場の変更申請を行う場合には，上場市場の変更審査料を納入することを要しない。

（上場市場の変更審査）

第12条の3の4 株券の上場市場の変更審査は，株券上場審査基準第2条及び第4条（第1項第8号の2及び第10号を除く。）を準用するものとする。この場合において，第4条中「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には，当該直前事業年度の初日）」と，「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には，当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の審査により上場市場の変更申請に係る株券の上場市場の変更を適当と認めた場合には，本所は，当該発行者が発行者であるすべての上場有価証券につき上場市場の変更を行う。

3 本所は，前項の規定により上場市場を変更する場合には，その変更日に，上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

（上場市場の変更予備申請）

第12条の3の5 上場市場の変更申請を行おうとする者は，当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には，当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては，上場市場の変更を行おうとする日その他の事項を記載した

「上場市場の変更予備申請書」及び上場市場の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより，上場市場の変更申請の予備的申請（以下「市場変更の予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により市場変更の予備申請が行われた場合には，本所は，前条第1項の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第3条第11項の規定は，前項の審査を行う場合について準用する。
- 4 市場変更の予備申請を行う者は，本所が定める金額の市場変更の予備審査料を，本所が定める日までに支払うものとする。

（申請によらない上場市場の変更）

- 第12条の4 前3条の規定にかかわらず，本所は，必要と認めた場合には，上場有価証券の上場市場の変更を行うことができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は，前項の場合について準用する。

第5章 上場株券の所属部の指定及び指定替え

（市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等）

- 第13条 上場株券（優先出資証券，外国株券，外国株預託証券等及び社会資本整備市場に上場されている株券を除く。以下この条において同じ。）又は上場申請に係る株券の市場第一部銘柄への指定は，当該株券の発行者からの申請により行い，申請のあった株券の審査は，別添「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」によるものとする。
- 2 上場株券の発行者が，当該上場株券の市場第一部銘柄への指定を申請しようとするときは，本所所定の「上場株券の市場第一部銘柄への指定申請書」を提出するものとする。
 - 3 第1項の場合において，当該株券の発行者は，本所が必要と認める

書類を提出するとともに、本所は、市場第一部銘柄への指定のため必要と認めるときには、当該株券の発行者に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他市場第一部銘柄への指定に対する協力を求めることができるものとする。

- 4 上場株券の発行者が、第1項の規定に基づく申請をするときは、前項に規定する書類のうち本所が定める財務計算に関するものについて、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。
- 5 新たに本所の上場株券の発行者となった者の発行する株券は、第1項により市場第一部銘柄に指定されるものを除き、市場第二部銘柄に指定する。
- 6 上場株券の発行者が、当該上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えを申請しようとするときは、本所所定の「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え申請書」を提出するものとし、申請によらない市場第一部銘柄の市場第二部銘柄への指定替えを行う場合には、別添「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準」により行う。
- 7 上場株券の市場第一部銘柄への指定を申請する者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書を提出するものとする。
- 8 第1項から第4項まで及び前項の規定にかかわらず、本所が適当と認める場合には、別添「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」により、上場株券又は上場申請に係る株券を市場第一部銘柄に指定できるものとする。

(市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等の予備申請)

第13条の2 市場第一部銘柄への指定の申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとす

る日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日)から起算して3か月前より後においては、市場第一部銘柄への指定の申請を行おうとする日その他の事項を記載した「上場株券の市場第一部銘柄への指定予備申請書」及び市場第一部銘柄への指定の申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出することにより、市場第一部銘柄への指定の申請の予備的申請(以下「一部指定の予備申請」という。)を行うことができる。

2 前項の規定により一部指定の予備申請が行われた場合には、本所は、別添「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 第3条第11項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(新株券等の所属部)

第14条 新株券又は新株予約権証券(優先出資証券、外国株券、外国株預託証券等及び社会資本整備市場の上場株券を除く。)は、当該新株券又は新株予約権証券を発行する当該上場会社の既に上場されている株券の所属部と同一とする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項の適用を受けて上場した株券(株券上場廃止基準第2条第2項第18号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。)は、当該株券と引換えに上場廃止となった株券の所属部と同一とする。

第5章の2 措置等

(適時開示等に係る改善報告書の提出)

第14条の2 本所は、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置

を記載した報告書（以下「改善報告書」という。）の提出を求めることができる。

(1) 上場会社が、適時開示等規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合

(2) 上場会社が、企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合

2 本所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。

3 上場会社は、前2項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告書の提出を行わなければならない。

4 本所は、上場会社が前項の規定により改善報告書を本所に提出した場合は、当該改善報告書（第2項の規定により、その内容が明らかに不十分と認められた改善報告書を除く。）を公衆の縦覧に供するものとする。

（改善状況報告書等の提出）

第14条の3 前条第3項（第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書（以下「改善状況報告書」という。）の提出を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本所は、前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場会社に対して、当該改善報告書の提出から5年が経過するまでの間、当該上場会社の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めるときは、改善状況報告書の提出を求めることができる。

3 上場会社は、前項の規定により改善状況報告書の提出を求められた

場合は、速やかに当該改善状況報告書の提出を行わなければならない。

- 4 本所は、上場会社が第1項又は前項の規定により改善状況報告書を本所に提出した場合は、当該改善状況報告書を公衆の縦覧に供するものとする。
- 5 前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該上場会社の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- 6 本所は、次の各号に掲げる場合には、当該発行者に対して改善報告書の提出を求めることができる。
 - (1) 第1項又は第3項に規定する改善状況報告書を速やかに提出しない場合において、本所が相当の期間を設けて定める提出期限までに提出しないとき。
 - (2) 第1項又は第3項の規定により提出された改善状況報告書の内容が明らかに不十分であると本所が認める場合
 - (3) 前項の規定に基づく報告を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるとき。
- 7 前条第2項から第4項までの規定は、前項の改善報告書について準用する。

(書類の提出等に係る改善報告書の提出)

第14条の4 本所は、上場会社が適時開示等規則第3章の規定に基づく書類の提出を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対してその経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

- 2 第14条の2第2項及び第3項の規定は、前項の報告書について準用する。

(第三者割当の確約等に係る改善報告書の提出)

第14条の5 本所は、上場会社が第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則第2条の規定に基づく確約及び同規則第3条の規定に基づく書面の提出等を適正に行わなかった場合には、当該上場会社に対して、その経過及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

2 本所は、上場会社が前項の規定により同項の報告書を本所に提出した場合において本所が必要かつ適当であると認めるときは、当該報告書を公衆の縦覧に供することができる。

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第14条の6 本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときには、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、第11号、第12号又は第19号（社会資本整備市場上場会社にあつては社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第10号の2、第12号、第13号又は第20号をいう。）に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合

(2) 第14条の2第3項（第14条の3第7項において準用する場合を含む。）の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと本所が認めた場合

2 前項の規定により、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を速やかに行わなければならない。

- 3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行う。
- 4 第1項の規定により特設注意市場銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

(開示注意銘柄の指定及び指定解除)

- 第14条の7 本所は、上場会社が適時開示等規則第2章の規定に基づく会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合において、当該事実が開示されていないことを周知させる必要があると認めるときは、上場会社が発行者である上場有価証券の全部又は一部の銘柄を開示注意銘柄に指定する。この場合には、本所はその旨及び指定の理由を公表するものとする。
- 2 本所は、当該上場会社により当該事実が開示された場合又は本所が第14条の2第1項に規定する報告書の提出を当該発行者に求めることとした場合は、その指定の解除を行う。この場合には、本所はその旨及び解除の理由を公表するものとする。

(適時開示等に係る公表措置等)

- 第14条の8 本所は、次の各号に掲げる場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表すること（以下「公表措置」という。）ができる。この場合において、上場外国会社に対する適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。
- (1) 上場会社が適時開示等規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合
 - (2) 上場会社が企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反したと

本所が認める場合

- 2 上場会社が、過去5年以内に公表措置を受けている場合において、再度、前項に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本所は、当該上場会社に対して警告を行うこと（以下「警告措置」という。）ができる。
- 3 上場会社が、過去5年以内に警告措置を受けている場合において、再度、第1項に該当する場合には、前2項の規定にかかわらず、本所は、当該上場会社に対して警告を行うことができる。

（その他の公表措置等）

第14条の9 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条並びに適時開示等規則第20条の3第1項の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

- 2 企業行動規範に関する規則第5条から第10条までの規定のいずれかに違反した場合又は会社法第331条、第335条、第337条若しくは第400条の規定に違反した場合は、上場会社は、直ちに本所に報告するものとする。

（再上場時の引継ぎ）

第14条の10 上場会社が、株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けて上場した会社である場合における当該上場会社に対するこの章の規定の適用については、当該上場会社を同項の規定の適用に伴い、上場廃止となった会社と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

第6章 上場有価証券の上場廃止

(上場廃止申請)

第15条 上場有価証券の発行者が，その上場廃止を申請しようとするときは，本所所定の有価証券上場廃止申請書を提出するものとする。

(申請によらない上場廃止)

第16条 上場会社（次条の規定の適用を受ける場合を除く。以下この条において同じ。）の申請によらない上場株券の上場廃止を行う場合には，別添「株券上場廃止基準」によるものとする。

2 上場会社は，株券上場廃止基準第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する審査を申請するときは，本所が定める金額の審査料を当該申請日後速やかに納入するものとする。

3 前項の規定にかかわらず，上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に，再建計画（同基準第2条第1項第7号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。第19条第2項において同じ。）の期間等を記載した本所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には，当該審査料を納入することを要しない。

4 本所は，第2項の審査のため必要と認めるときには，上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

(社会資本整備市場の申請によらない上場廃止)

第16条の2 本所の社会資本整備市場の上場株券，優先株及び社債券の発行者の申請によらない社会資本整備市場の上場有価証券の上場廃止を行う場合には，別添「社会資本整備市場上場廃止基準」によるものとする。

2 社会資本整備市場の上場株券，優先株及び社債券の発行者は，社会資本整備市場上場廃止基準第3条の2第1項又は第3条の3第1項に

規定する審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日後速やかに納入するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、社会資本整備市場の上場株券、優先株及び社債券の発行者が社会資本整備市場上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、再建計画（同基準第2条第1項第8号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。第19条第2項において同じ。）の期間等を記載した本所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を納入することを要しない。

4 本所は、第2項の審査のため必要と認めるときには、社会資本整備市場の上場株券、優先株及び社債券の発行者に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

（原簿のまっ消）

第17条 本所が上場有価証券の上場を廃止するときは、その上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項をまっ消する。

第7章 上場有価証券の売買の停止及び停止解除

（売買停止及び停止解除）

第18条 本所が上場有価証券の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該上場有価証券の発行者に通知する。

第8章 上場手数料及び年賦課金等

（上場手数料及び年賦課金等）

第19条 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、別表に定める上

場手数料，年賦課金及びT D n e t 利用料を納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず，上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に，第16条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出した場合には，再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する納入期において，上場手数料及び年賦課金を免除するものとする。

第9章 雑 則

（日本語又は英語による書類の提出等）

第20条 新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所へ提出する書類等については，原則として，次に掲げるところによるものとする。

(1) 新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所へ提出する書類等については，日本語による。

(2) 前号の規定にかかわらず，新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が外国法人である場合は，本所が指定する書類等を除き，英語によることができる。

- 2 前項に規定する本所への提出書類等の記載事項のうち，金額に関する事項については，原則として，本国通貨及び本邦通貨（本所が指定する外国為替相場により換算する。）により表示するものとする。

（法令に基づく電磁的記録等の取扱い）

第21条 法令に基づき電磁的記録が作成されている場合においては，原則として，新規上場申請者又は上場有価証券の発行者が本所の規則に基づき行うべき書類等の提出（法令に基づき作成すべき書類等の写しの提出を含む。以下この条において同じ。）について，当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録されている情報の内容を記載した書面の提

出によりこれを行うものとする。

- 2 前項の規定に基づく電磁的記録又は電磁的記録に記録されている情報の内容を記載した書面を提出した場合の本所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、法令に基づき作成された電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、電磁的記録に記録されている情報を当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

(全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い)

第22条 第10条第2項の適用を受けて上場した株券又は外国株預託証券等（株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同条第3項による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。）に係る所属部の指定及び指定替え並びに上場廃止の審査において本所が適当と認めるときは、当該株券又は外国株預託証券等を当該株券又は外国株預託証券等と引換えに上場廃止となった株券又は外国株預託証券等と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

(競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第23条 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場申請を行うことができるものとする。この場合における新規上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

- (1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当

該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。)

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転(上場会社が当事会社となる場合を除く。)

当該他の会社又は当該他の会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。)

2 前項の規定により競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第9項まで、第13項及び第3条の2に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 第1項の規定による競争売買市場への上場申請にあつては、第7条の5第1号及び第7条の6に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。

4 第1項の規定により競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第4条第1項の規定の適用については、同条第1項第8号d中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

5 第1項の規定により競争売買市場への上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第4条第2項における「第1項第2号から第4号まで及び第8号」の規定の適用については、株券上場審査基準第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

(上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第24条 第12条の3の2第1項の規定にかかわらず、JASDAQに上場する有価証券は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する

株券の上場市場の変更申請を行うことができるものとする。この場合における上場市場の変更申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

(1) 上場市場の変更日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場市場の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定により競争売買市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第12条の3の2第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場有価証券」とする。

3 第1項の規定により競争売買市場への上場市場の変更申請を行う場合にあっては、第12条の3の2第3項、第4項及び第6項に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 第1項の規定により競争売買市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第12条の3の4第1項における「株券上場審査基準第2条及び第4条」の規定の適用については、株券上場審査基準第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券」とあるのは「上場市場の変更申請者が発行する株券」とする。

(市場第一部銘柄への指定の申請を行う上場会社が一部指定日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第25条 第13条第1項の規定にかかわらず、上場会社は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める会社が発行する株券（発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式及び上場優先出資証券を除く。以下この条において同じ。）の市場第一部銘柄への指定の申請を行うことができるものとする。この場合における市場第一部銘柄への指定の申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

(1) 一部指定日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 一部指定日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定により市場第一部銘柄への指定を申請する場合にあっては、第13条第2項から第4項までに規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

（有価証券の上場に関する必要事項の決定）

第26条 本所は、この規程に定める事項のほか、有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

付 則

本規程は、昭和49年12月6日から施行し、昭和50年1月1日以降
上場される株券から適用する。

付 則

本規程は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（抄）

- 1 この規程は、昭和50年9月30日から施行する。

付 則

この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

付 則（抄）

本規程は、昭和51年11月15日から施行する。

付 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和52年9月30日から施行する。

付 則（抄）

- 1 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、昭和57年10月1日から施行する。

- 2 新規上場申請者が銀行、保険会社又は公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社で、かつ資本の額が10億円未満である場合には、昭和58年4月1日以後最初に終了する事業年度以前の事業年度に係る財務計算に関する書類については、第3条第5項の規定にかかわらず、監査報告書又は中間監査報告書の添付を要しないものとする。

付 則

この規程は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、昭和59年11月29日から施行する。

- 2 昭和59年12月31日までに上場される株券及び新株引受権証書の上場手数料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この規程は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成2年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成3年3月1日から施行し、同年4月1日以後開始する事業年度を上場申請日の直前事業年度とする新規上場申請者から適用する。
- 2 平成3年4月1日前に開始する事業年度を上場申請日の直前事業年度とする新規上場申請者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に決議があった上場会社の利益準備金の資本組入れに伴う株式の発行及びこの規程施行前に到来した上場会社の最終の決算期に係る株式配当については、この規程施行後も、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成3年6月14日から施行する。

付 則

この規程は、平成4年1月28日から施行する。

付 則

この規程は、平成4年2月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成6年2月10日から施行する。

付 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

この規程は、平成7年12月1日から施行し、同年4月1日以後開始する事業年度を上場申請日の直前事業年度とする新規上場申請者から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に市場第二部特別指定銘柄に指定している上場株券については、施行日において市場第二部銘柄に指定する。
- 3 改正後の第3条第6項第1号の規定は、平成7年4月1日以降に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 市場第二部特則銘柄として新規上場申請する場合には、第3条第5項に定める有価証券上場申請書に係る監査報告書につい

て、上場申請日の直前事業年度の前事業年度に係る財務諸表が平成8年1月1日前に開始する事業年度に係るものであるときは、当該財務諸表に係る監査報告書の提出を行わないことができる。

- 5 前項の適用を受けようとする新規上場申請者にあつては、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」において、市場第二部特別銘柄として新規上場申請する旨を明記することを要するものとする。

付 則

この規程は、平成8年4月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、外国投資会社の年賦課金については、施行日以後に終了する事業年度から適用する。

付 則

この規程は、平成8年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成9年8月1日から施行し、同日以後に上場される株券の上場手数料から適用する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があつた準備金の資本組入れに伴う株

式の発行，資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前と決算期に係る株式配当は，株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

この規程は，平成9年10月1日から施行し，同日以後に合併契約を締結する本所の上場有価証券の発行者から適用する。

付 則

この規程は，平成10年1月1日から施行する。

付 則

この規程は，平成10年6月22日から施行する。

付 則

- 1 この規程は，平成10年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に市場第二部特則銘柄に指定している上場株券については，当分の間，市場第二部銘柄として取り扱うものとする。
- 3 第3条第2項第8号に規定する「新規上場申請者の経営管理組織の整備・運用及び企業内容等の開示に関する報告書」の提出について，平成10年4月1日以降に開始する事業年度を直前事業年度とする新規上場申請者から適用する。

付 則

この規程は，平成11年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は，平成11年8月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は，平成11年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成12年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について適用し，平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては，なお従前の例

による。ただし、平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について、改正後の規定を適用することができるものとする。

付 則

この規程は、平成11年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年2月10日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年3月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月2日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年7月16日から施行する。

付 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年10月1日から施行する。

(自己株式に係る経過措置)

第2条 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式に係る決議については、なお従前の例により取り扱うものとする。

第3条 削除

（年賦課金に係る経過措置）

第4条 改正後の有価証券上場規程別表第1（年賦課金）1の規定にかかわらず、この規程施行の日以後の納入期に係る内国株券（当該株券の発行者がJASDAQの上場株券の発行者である場合を除く。以下同じ。）の年賦課金は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1) この規程施行の日の前日において本所に株券が上場されている上場会社

この規程施行の日の前日における上場株式数のうち

- a 1,000万株（この規程施行の日の前日における旧商法上の1単位の株式の数が1,000株以外の場合には、1,000万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、この規程施行の日の前日において商法等改正法による改正前の単位株制度の適用を受けていなかった場合には、1,000万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。以下株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。）以下の株式数につき
30万円
- b 1,000万株を超え4,000万株以下の株式数につき
200万株以下を増すごとに 2万4千円
- c 4,000万株を超え1億2,000万株以下の株式数につき
400万株以下を増すごとに 2万4千円
- d 1億2,000万株を超え2億株以下の株式数につき

- 1,000万株以下を増すごとに 2万4千円
- e 2億株を超え10億株以下の株式数につき
 - 1億株以下を増すごとに 2万4千円
- f 10億株を超え20億株以下の株式数につき
 - 2億株以下を増すごとに 2万4千円
- g 20億株を超える株式数につき
 - 4億株以下を増すごとに 2万4千円

(2) この規程施行の日以後に本所に株券が新規上場された上場会社
(この規程施行の前日に上場申請された場合に限る。)

前号の規定(ただし、「この規程施行の日の前日における上場株式数」とあるのは「新規上場に係る上場日における上場株式数」と読み替える。)により算出した金額とする。

(3) この規程施行の日以後に上場申請され本所に株券が新規上場された上場会社

第1号の規定(ただし、「この規程施行の日の前日における上場株式数」とあるのは「上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式数」という。)」と読み替える。)により算出した金額とする。

$$\text{「投資単位調整後上場株式数」} = \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50 \text{ 万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の本所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引

所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の本所の最終価格を用いて計算する。

付 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この規程は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この規程は、平成14年12月16日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行し、改正後の第3条第1項第8号の規定は、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、平成14年10月末日前に上場株券の市場第一部銘柄指定基準第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社については、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月2日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成15年5月8日から施行する。
- 2 上場会社が、この規程の施行日前に再建計画（株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。）を開示している場合には、改正後の第16条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出することにより、当該再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する納入期において、上場手数料及び年賦課金を免除するものとする。ただし、当該提出日前に到来した納入期に係る上場手数料及び年賦課金については、免除しない。

付 則

この規程は、平成16年8月2日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者又は市場第一部銘柄への指定を申請する者から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 この規程施行の前日に上場申請を行った新規上場申請者は、改正後の第7条の5第1号に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに（同日までに本所が上場承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、本所が定める日（平成17年12月5日）から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成18年3月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 この規程施行の日（以下「施行日」という。）前に株券（外国株券を除き、社会資本整備市場への上場申請を行った新規上場申請者にあつては、債券を含む。）の上場申請を行った新規上場申請者は、改正後の第7条の6に規定する報告書を平成18年5月31日までに（同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。次項において同じ。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 3 施行日において現に上場されている株券（外国株券を除き、社会資本整備市場に上場されている場合には債券を含む。）の発行者は、改正後の第7条の6に規定する報告書を平成18年5月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この規程施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 施行日前に定時総会の招集の手続きが開始された場合又は取締役会の決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われた場合における当該定時総会又は取締役会（委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）による改正前の第3条第2項第

6号に規定する自己株式取得決議，自己株式処分等決議及び自己株式消却決議は，それぞれ改正後の同号に規定する自己株式取得決議，自己株式処分等決議及び自己株式消却決議とみなし，施行日前に株式交換契約書，分割契約書又は合併契約書が作成された場合における当該契約書に基づく自己株式の移転に係る改正前の第3条第2項第6号に規定する自己株式処分等決議は，改正後の同号に規定する自己株式処分等決議とみなす。

4 改正後の第3条第7項第1号及び第2号の規定にかかわらず，施行日前に終了する事業年度に係る財務諸表，連結会計年度に係る連結財務諸表，中間会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については，なお従前の例による。

5 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については，なお従前の例による。

付 則

この規程は，平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規程は，平成19年2月1日から施行する。

付 則

1 この規程は，平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2項第6号の2及び第12条の3第4項の規定は，この規程の施行日以後申請を行う者から適用する。

付 則

この規程は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規程は，平成19年10月29日から施行する。

付 則

この規程は，平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第6項から第8項まで及び第7条の5第2号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第5項第5号iの規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
- 4 改正後の第3条第2項第9号の3及び同条第3項第1号の規定は、施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この規程は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日から過去5年以内に、改正前の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第14条の8第1項に規定する公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は改正後の同項に規定する公表措置及び改正後の第14条の8第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。
- 3 改正後の企業行動規範に関する規則第7条の規定への違反に係る第5章の2に規定する措置の適用は、平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第7条の5の規定に基づき本所所定の適時開示に係る

宣誓書を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この規程は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年1月31日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成23年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の9第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(注) 改正前の第14条の9第1項の規定は、次のとおり。

第14条の9 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成24年5月28日から施行する。
- 2 改正後の第12条の3の3から第12条の3の5まで及び第24条の規定は、この規程施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場市場の変更申請を行う上場市場変更申請者の審査から適用する。
- 3 改正後の第13条の2の規定は、施行日以後に市場第一部銘柄の指定の申請又は上場申請を行う株券の発行者の審査から適用する。
- 4 改正後の第23条の規定は、施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者の審査から適用する。

5 改正後の第25条の規定は，施行日以後に市場第一部銘柄の指定の申請を行う上場株券の発行者の申請の審査から適用する。

付 則

この規程は，平成25年1月1日から施行する。

有価証券上場規程別表

第1 株 券

(上場手数料)

区 分	納 入 期	徴 収 標 準(定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	<p>[定 額] 100万円</p> <p>[定 率] 上場株式数にかかわらず、次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、当該合計金額が1,900万円を超えるときは、1,900万円とする。</p> <p>(1) 上場申請に係る公募の1株当たりの発行価格に当該公募株式数（新規上場申請者が外国会社である場合は、上場申請に係る株式数のうち本邦内における公募に伴い上場する株式数をいう。）を乗じて得た金額の万分の4</p> <p>(2) 1株当たりの売出価格に売出しを行う株式数を乗じて得た金額の万分の1</p>
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	<p>1株当たりの発行価格（株券を対価とする公開買付けに際して行われる株券の発行にあつては、当該公開買付けの決済の開始日（以下「決済開始日」という。）における本所の当該株券の最終価格（決済開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、決済開始日後、本所において売買立会が最初に成立した日の最終価格。ただし、本所が売買状況その他を勘案して最終価格を用いることが適当でないとき、本所がその都度定める価格とする。））に新たに上場する株式数（上場外国会社である場合において、当該上場外国会社の発行する株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されているときには、当該株式数のうち本邦内における募集に伴い上場する株式数</p>

		をいう。)を乗じて得た金額の万分の6(他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権の行使等により新たに上場する株券については万分の1)
--	--	---

(年賦課金)

区 分	納 入 期	徴 収 標 準	
年賦課金	2月末日	上場株式数のうち	
	8月末日	① 1万単位以下の株式数につき	30万円
		② 1万単位を超え4万単位以下の株式数につき 2,000単位以下を増すごとに	2万4千円
		③ 4万単位を超え12万単位以下の株式数につき 4,000単位以下を増すごとに	2万4千円
		④ 12万単位を超え20万単位以下の株式数につき 1万単位以下を増すごとに	2万4千円
		⑤ 20万単位を超え100万単位以下の株式数につ き 10万単位以下を増すごとに	2万4千円
		⑥ 100万単位を超え200万単位以下の株式数につ き 20万単位以下を増すごとに	2万4千円
⑦ 200万単位を超える株式数につき 40万単位以下を増すごとに		2万4千円	

(T D n e t 利用料)

区 分	納 入 期	徴 収 標 準
T D n e t 利用料	2月末日 8月末日	年額8万9,250円

第1の2 優先出資証券

第1の規定は、優先出資証券の料金について準用する（T D n e t 利用料に係る規定を除く。）。

第1の3 外国株預託証券

第1の規定は、外国株預託証券の料金について準用する（T D n e t 利用料に係る規定を除く。）。

第2 新株予約権証券

（上場手数料）

区 分	納 入 期	徴 収 標 準
上場会社が 発行する新株予約権証券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	新株予約権の目的である株式の発行価格に当該株式の数を乗じて得た金額が ① 50億円以下の場合 17万円 ただし、第1株券「上場会社が新たに発行する株券の上場」の場合の上場手数料の計算により得た金額の半額が17万円未満の場合は、その金額 ② 50億円を超える場合 34万円

第3 債券その他の有価証券

別にこれを定める。

第4 社会資本整備市場上場有価証券（株券、優先株及び社債券）

第1から前第3までの規定にかかわらず、社会資本整備市場上場有価証券については、次のとおりとする。

(上場手数料)

区分	納入期	徴収標準(定額・定率)
新規上場申請に係る株券, 優先株及び社債券	上場日の属する月の翌月末日まで	新規上場申請に係る銘柄の数にかかわらず, 500万円
上場会社が新たに発行する株券	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の6

(年賦課金)

区分	納入期	徴収標準
年賦課金	2月末日 8月末日	1銘柄につき30万円

(TDnet利用料)

区分	納入期	徴収標準
TDnet 利用料	2月末日 8月末日	年額8万9,250円

付 則

この規程は, 平成11年8月1日から施行する。

付 則

この規程は, 平成12年2月10日から施行する。

付 則

この規程は, 平成12年3月15日から施行する。

付 則

この規程は, 平成12年5月8日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成12年7月25日から施行する。
- 2 改正後の新規上場申請者の上場申請した株券の上場に係る上場手数料の規定は、平成12年7月1日以後上場する新規上場申請者から適用する。

付 則

この特例は、平成13年4月2日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この別表は、平成14年12月16日から施行する。

付 則

この別表は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この別表は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この別表は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に到来する納入期に納入することとなる上場手数料から適用する。

付 則

この別表は、本所が定める日（平成17年12月5日）から施行する。

付 則

この別表は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この別表は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この別表は，平成19年4月1日から施行する。

付 則

この別表は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この別表は，本所が定める日（平成20年7月1日）から施行する。

付 則

この別表は，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この別表は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この別表は，平成23年1月31日から施行する。

付 則

この別表は，平成23年6月10日から施行する。

付 則

この別表は，平成23年10月7日から施行する。

付 則

この別表は，平成25年1月1日から施行する。

J A S D A Qにおける有価証券上場規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、業務規程第 1 条の 3 第 4 項の規定に基づき、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち J A S D A Q（第 2 条に規定する J A S D A Q をいう。）における有価証券の上場申請及び上場審査，上場有価証券の管理，変更上場，上場市場区分の変更，上場廃止その他上場有価証券に関する必要な事項を定める。

2 この規程のうち，次項に掲げる規定以外の規定の変更は，取締役会の決議により行う。ただし，変更の内容が軽微な場合は，この限りでない。

3 この規程のうち，第 3 条から第 5 条まで，第 11 条から第 14 条まで（第 11 条第 4 項及び第 5 項を除く。），第 16 条から第 21 条まで，第 23 条から第 25 条まで，第 27 条（第 1 項を除く。），第 27 条の 2（第 4 項を除く。），第 28 条，第 34 条，第 36 条から第 46 条まで，第 53 条，第 58 条及び第 60 条から第 62 条までの規定の変更は，自主規制委員会の決議により行う。

4 この規程のうち，第 8 条から第 10 条まで，第 15 条，第 22 条，第 27 条第 1 項及び第 47 条から第 52 条まで（第 50 条第 2 項及び第 3 項並びに第 51 条第 2 項を除く。）の規定の変更にかかる第 2 項に規定する取締役会の決議においては，自主規制委員会の同意を得るものとする。

(J A S D A Q)

第 2 条 本所は，本所の市場において，多様な業態・成長段階の企業に対し上場による円滑な資金調達のを開き，もって幅広い産業の育成に資するとともに，投資者に多様な投資対象を提供することを目的と

して、当該企業の有価証券に係る上場制度を設ける。

- 2 前項に定める上場制度に基づき上場する有価証券に係る市場は、JASDAQと称する。

(申請による上場)

第3条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者からの申請により行うものとする。この場合における上場申請に係る株券の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。

- 2 JASDAQに上場している株券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第9号に掲げる株券の性質を有するもの（以下「外国株券」という。）を含む。以下同じ。）の発行者（以下「上場会社」という。）が行う新設合併、株式移転又は新設分割（本所が定めるものに限る。）によって設立される会社（外国会社を含む。以下同じ。）が発行する有価証券については、その設立前（当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。）においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

- 3 前2項の規定は、株券のうち法第125条の上場命令に基づき上場する株券については、適用しない。

第2章 有価証券の新規上場

(新規上場申請手続)

第4条 新規上場申請者（本所の市場に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請しようとする場合の当該発行者をいう。

以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券
上場申請書を提出するものとする。

(1) 商号

(2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、種類、発行数、額面金額がある
場合にはその金額及び単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）
第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。）を定める場
合には当該単元株式数

(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有
価証券（法第2条第1項第20号に掲げる有価証券を除く。）の銘柄、
種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を
定める場合には当該単元株式数

(4) 上場申請に係る有価証券及び新規上場申請者が発行者であるその
他の有価証券の発行登録の内容

(5) 上場申請日以降の日に、上場申請に係る株券の公募（一般募集に
よる新株の発行又は処分をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上
場申請に係る株券の上場のための数量制限付分売を行うときは、そ
の内容

(6) 上場申請に係る有価証券の市場区分

(7) 上場申請に係る株券についての指定振替機関（本所が指定する振
替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。
以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。
以下同じ。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いに関する
事項

(8) 取締役会設置会社である旨の登記が行われた日

2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を
添付するものとする。ただし、第6号aに掲げる書類については、本
所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規

定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、取締役会において上場申請を決議したことを証する書面

(2) 新規上場申請者の登記事項証明書

ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。

(3) 定款の写し

(4) 新規上場申請者の商号，その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した直前事業年度（上場申請日の属する事業年度の前事業年度をいう。以下この章において同じ。）に関する「上場申請のための有価証券報告書」及び「JASDAQ上場申請レポート」 2部

(5) 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

(6) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の取引参加者（当該新規上場申請者が内国会社である場合には、取引参加者規程第2条第4項に規定するIPO取引参加者又は同条第6項に規定するジャスダック取引参加者をいい、外国会社である場合には、ジャスダック取引参加者をいう。）（以下「幹事取引参加者」という。）が作成した次のa及びbに掲げる書類

a 本所所定の「推薦書」

b 本所所定の「確認書」

(7) 新規上場申請者が外国会社である場合には、次の書類

a 有価証券上場申請書及びその添付書類に記載された法令に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家の法律意見書

b 上場申請に係る有価証券が、当該外国会社の属する国（以下「本

国」という。)その他の本邦以外の地域(以下「外国」という。)の金融商品取引所又は組織された店頭市場(以下「外国の金融商品取引所等」という。)において上場又は継続的に取引されている場合には、当該外国の金融商品取引所等における上場申請に係る有価証券の流通の状況に関する書面

c 有価証券上場申請書に記載された代表者が、当該有価証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面

d 上場申請に係る有価証券の見本。ただし、当該有価証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合には、当該見本の添付を要しないものとする。

(8) 上場申請に係る内国株券(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示等規則」という。)第20条の3第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面

(9) その他本所が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、第15条の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 第15条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号に掲げる書類

b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」。

c その他本所が必要と認める書類

(2) 第15条第2号及び第4号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号、第3号及び第7号並びに前号bに掲げる書類

b 上場申請に係る株券が、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されることが明らかであることを証する書面

c その他本所が必要と認める書類

4 前条第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、前2項に定める添付書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 取締役会、監査役会又は株主総会を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合を含み、委員会設置会社にあつては、会社法第2条第12号に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があつた場合を含む。）には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあつては、有価証券に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。）

(2) 経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合には、その報告書

(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である

- 場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。)をいう。以下同じ。)に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し 各1部
- a 有価証券届出書(法第5条第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する届出書(同条第6項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類)及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。以下同じ。)(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)
 - b 有価証券届出効力発生通知書
 - c 有価証券通知書(変更通知書を含む。)及びその添付書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)
 - d 届出目論見書(届出仮目論見書を含む。)
- (4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し 各1部
- a 発行登録書(訂正発行登録書を含む。)及びその添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)
 - b 発行登録効力発生通知書
 - c 発行登録追補書類及びその添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)
 - d 発行登録目論見書(発行登録仮目論見書を含む。)及び発行登録追補目論見書
 - e 発行登録取下届出書
- (5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し 各1部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社(企業内容等の開示に

関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（以下「開示府令」という。）第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）でない外国会社以外である場合には，次のaからcまでに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

- a 有価証券報告書（法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
- b 半期報告書（法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正半期報告書を含む。）
- c 四半期報告書（法第24条の4の7第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正四半期報告書を含む。）
- d 臨時報告書（法第24条の5第4項（法において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書（同条第15項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該臨時報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正臨時報告書を含む。）
- e 自己株券買付状況報告書（訂正自己株券買付状況報告書を含む。）
- f 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。），公開買付撤回

届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）

g 公開買付意見表明報告書（訂正公開買付意見表明報告書を含む。）

h 対質問回答報告書（訂正対質問回答報告書を含む。）

i 大量保有報告書（訂正大量保有報告書を含む。）及び変更報告書（訂正変更報告書を含む。）

j 内部統制報告書（法第24条の4の4第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する内部統制報告書（同条第6項において読み替えて準用する法第24条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該内部統制報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正内部統制報告書を含む。）

(6) 新規上場申請者が発行者である有価証券について内閣総理大臣等に次の書類が提出された場合には、当該提出者から送付を受けた書類の写し

a 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）

b 対質問回答報告書（訂正対質問回答報告書を含む。）

c 大量保有報告書（訂正大量保有報告書を含む。）及び変更報告書（訂正変更報告書を含む。）

(7) 公開買付意見表明報告書（訂正公開買付意見表明報告書を含む。）の写しの送付を受けた場合には、その写し

(8) 相互会社（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社をいう。）から株式会社への組織変更を行う場合には、本所が必要と認める書類

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする（本所が定める場合を除く。）。

- (1) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過し、6か月を経過していない場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする（次号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

- (2) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過し9か月を経過していない場合

当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

- (3) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社を

いう。以下同じ。) にあつては、中間監査を含む。以下同じ。) を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。) を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

- (1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表, 損益計算書, 株主資本等変動計算書, キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表, 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書, 連結株主資本等変動計算書, 連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。以下同じ。)又は財務書類(外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)のうち、本所が指定するもの
- (2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表, 中間損益計算書, 中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表, 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書, 中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)をいう。以下同じ。)若しくは四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表, 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表, 四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。)(特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。)をいう。以下

- 同じ。)又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等
- 8 新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社を除く。）は、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（第6項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）」各1部を提出するものとする。
- 9 新規上場申請者は、第7項に規定するほか、本所が定める財務計算に関する書類について、本所が定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。
- 10 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 11 新規上場申請者は、本所が上場申請に係る有価証券の上場を承認した場合には、第2項から第9項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類を提出し、本所が当該有価証券の上場について公表した後、当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 12 第2項第6号に規定する推薦書を作成する幹事取引参加者は、事前に申請予定の連絡を行い、新規上場申請者がその発行する有価証券の上場を申請するに当たって、推薦金融商品取引業者としての参考資料（幹事取引参加者が新規上場申請者の推薦に当たり留意した事項、主な指摘事項又は問題点及び新規上場申請者の対応について記載した書面並びに「事業等のリスク」について検討した内容を記載した書面を

いう。)を提出するものとする。

13 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、第2項第6号に規定する推薦書を作成する幹事取引参加者に対し、前項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

14 本所は、上場審査のために必要と認めるときには、第7項、第8項又は第9項に規定する書類を作成した公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

(上場申請に係る宣誓書)

第5条 新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(上場審査料)

第6条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。ただし、第11条第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。

2 前項に規定する上場審査料のほか、本所が特に必要と認める調査等に係る費用を、本所が定める日までに支払うものとする。

(市場区分)

第7条 JASDAQにおいては、一定の事業規模と実績を有し、事業の拡大が見込まれる企業群を対象とした市場区分（以下「スタンダード」という。）及び特色ある技術やビジネスモデルを有し、将来の成長可能性に富んだ企業群を対象とした市場区分（以下「グロース」とい

う。) を設ける。

2 JASDAQに上場する株券は、スタンダード又はグロースに上場するものとする。

(スタンダード上場審査基準)

第8条 新規上場申請者がスタンダードへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

次のa及びbに適合すること。

a 場申請日から上場日の前日までの期間に、1,000単位（1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。）又は上場時において見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、本所が定める場合は、この限りでない。

b 上場の時まで、株主数（1単位の株式数以上の株式を所有する者の数をいう。以下同じ。）が300人以上となる見込みのあること。

(2) 浮動株時価総額

上場日における浮動株時価総額（浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者、上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）及び役員以外の特別利害関係者（開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。以下同じ。）を除く株

主が所有する株式の数をいう。以下この条及び次条において同じ。)に本所が定める価格を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が5億円以上となる見込みのあること。

(3) 純資産の額

上場申請日の直前連結会計年度(新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、直前事業年度。以下連結会計年度については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)の末日における純資産の額が2億円以上であること。

(4) 利益の額

最近1年間の利益の額が、1億円以上であること。ただし、上場日における上場時価総額が50億円以上となる見込みのある場合には問わないものとする。

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者(以下「公認会計士等」という。)の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。)及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

c a 及び前 b に規定する監査報告書，中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等，中間財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書，発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類，有価証券報告書及びその添付書類，半期報告書，四半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。

d 上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては，次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

(a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において，「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において，「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(5)の2 上場会社監査事務所による監査

「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等，中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について，上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査，中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(6) 株式事務代行機関の設置

株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しているか，又は当該株式事務代行機関から受諾する旨の内諾を得ていること。ただし，本所の承認する株式事務代行機関については，この限りで

ない。

(7) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であって、単元株式数が1,000株である場合を除く。）。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(8) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(9) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までには取扱いの対象となる見込みのあること。

(10) 上場前の公募又は売出し等に関する規則への適合

上場前の公募又は売出し等に関する規則に適合しない第三者割当等及び特別利害関係者等の株式等の移動を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社であって、スタンダードへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、前項第5号のほか、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

次の a 及び b に適合すること。

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、次の銘柄の区分に従い、当該区分に定める株式数又は上場時において見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと（上場申請に係る株券が、外国の金

融商品取引所において上場されている場合を除く。)。ただし、本所が定める場合は、この限りでない。

(a) 売買単位を1,000株とする銘柄（以下「1,000株単位銘柄」という。）については、100万株

(b) 売買単位を500株とする銘柄（以下「500株単位銘柄」という。）については、50万株

(c) 売買単位を100株とする銘柄（以下「100株単位銘柄」という。）については、10万株

(d) 売買単位を50株とする銘柄（以下「50株単位銘柄」という。）については、5万株

(e) 売買単位を10株とする銘柄（以下「10株単位銘柄」という。）については、1万株

(f) 売買単位を1株とする銘柄（以下「1株単位銘柄」という。）については、1,000株

b 上場の時までには、株主数が300人以上となる見込みのあること。

(2) 浮動株時価総額

上場日における浮動株時価総額が5億円以上となる見込みのあること。

(3) 純資産の額

上場申請日の直前連結会計年度の末日における純資産の額が2億円以上であること。

(4) 利益の額

最近1年間における利益の額が、1億円以上であること。ただし、上場日における上場時価総額が50億円以上となる見込みのある場合には問わないものとする。

(5) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を

受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。以下同じ。)における取扱いの対象であること又は上場の時までには取扱いの対象となる見込みのあること。

(6) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(7) 上場前の公募又は売出し等に関する規則への適合

上場前の公募又は売出し等に関する規則に適合しない第三者割当等及び特別利害関係者等の株式等の移動を行っていないこと。

(グロース上場審査基準)

第9条 新規上場申請者がグロースへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、前条第1項第5号から第10号までのほか、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 純資産の額

上場申請日の直前連結会計年度の末日における純資産の額が正であること。

(2) 株式の分布状況

次のa及びbに適合すること。

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、1,000単位又は上場時において見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、本所が定める場合は、この限りでない。

b 上場の時までには、株主数が300人以上になる見込みのあること。

(3) 浮動株時価総額

上場日における浮動株時価総額が5億円以上になる見込みのあること。

2 前項にかかわらず、新規上場申請者が外国会社であって、グロースへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、前条第1項第5号及び前条第2項第5号から第7号まで並びに次の各号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 純資産の額

上場申請日の直前連結会計年度の末日における純資産の額が正であること。

(2) 株式の分布状況

次のa及びbに適合すること。

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、前条第2項第1号aの銘柄の区分に従い、当該区分に定める株式数又は上場時において見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと（上場申請に係る株券が、外国の金融商品取引所において上場されている場合を除く。）。ただし、本所が定める場合は、この限りでない。

b 上場の時まで、株主数が300人以上になる見込みのあること。

(3) 浮動株時価総額

上場日における浮動株時価総額が5億円以上になる見込みのあること。

(4) 上場前の公募又は売出し等に関する規則への適合

上場前の公募又は売出し等に関する規則に適合しない第三者割当等及び特別利害関係者等の株式等の移動を行っていないこと。

(上場審査)

第10条 新規上場申請者がスタンダードへの上場を申請した場合、第8

条の規定に適合する株券の上場審査は、新規上場申請者並びに新規上場申請者及びその資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ（以下「新規上場申請者の企業グループ」という。）に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の存続性

事業活動の存続に支障を来す状況にないこと。

(2) 健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立

企業規模に応じた企業統治及び内部管理体制が確立し、有効に機能していること。

(3) 企業行動の信頼性

市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのないこと。

(4) 企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

2 新規上場申請者がグロースへの上場を申請した場合、前条の規定に適合する株券の上場審査は、新規上場申請者の企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の成長可能性

成長可能性を有していること。

(2) 成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立

成長の段階に応じた企業統治及び内部管理体制が確立し、有効に機能していること。

(3) 企業行動の信頼性

市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのないこと。

(4) 企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

- 3 前2項の規定は、第15条の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。

(予備申請)

第11条 株券の上場申請を行おうとする者（第15条の規定の適用を受ける者を除く。）は、当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日から起算して3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場申請の予備的申請（以下「予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、第8条又は第9条及び第10条に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

- 3 第4条第10項の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。

- 4 予備申請を行う者は、本所が定める金額の予備審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。

- 5 前項に規定する予備審査料のほか、本所が特に必要と認める調査等に係る費用を、本所が定める日までに支払うものとする。

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第12条 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる株式をいう。以下同じ。）の割当の方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する内国株券等に係る公募であって当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募、株主割当以外の方法をいう。以下同じ。）による募集株式の割当等については、本所が定める規

則によるものとする。

(取引所規則の遵守に関する確認書等)

第13条 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書

(2) 第4条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」、同条第6項に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第14条 株券（外国株券を除く。）の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該株券の上場を承認した場合には、当該新規上場申請者のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(再上場の特例)

第15条 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、本所が適当と認める場合に限る。）は、原則として、第8条（第1項中の第6号から第9号まで及び第2項中の第5号及び第6号の規定の適用を除く。）、第9条（第1

項中の第8条第1項第6号から第9号まで及び第2項中の第8条第2項第5号及び第6号の規定の適用を除く。)及び第10条の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において第47条第1項第18号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同項第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に到来する事業年度の末日等までに株式の分布状況に係る上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券が、その上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場外国株券が、その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により第47条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき。

当該合併に係る存続会社

(3) 上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。）

(4) 上場外国株券が、その上場会社の外国持株会社（株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする外国会社をいう。以下同じ。）への組織変更により第47条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株

券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引される時。

当該外国持株会社

- (5) 上場会社が、人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。）を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画の記載に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより第47条第1項第13号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合に限る。）

当該他の会社（当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（上場契約）

第16条 本所が有価証券を上場する場合には、当該上場申請に係る有価証券（上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。）の発行者は、本所所定の上場契約書を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、当該有価証券の上場日にその効力を生ずるものとする。

3 本所は、当該有価証券の上場日にその銘柄等の所要事項を上場有価証券原簿に記載する。

4 その発行する株券が第47条第1項第19号に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第18条第2項の規定の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

第3章 新株券等の上場及び上場有価証券の変更上場

(新株券等の上場申請手続)

第17条 本所の上場有価証券の発行者が発行者である有価証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該発行者は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

- (1) 上場申請に係る有価証券の銘柄、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
- (2) 上場申請に係る有価証券の募集又は売出しの条件に関する事項
- (3) 上場申請に係る有価証券の所有者別及び所有数別の分布状況
- (4) 上場申請に係る有価証券が、第47条第1項第19号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項

2 本所は、前項の規定による上場申請は既に上場している有価証券と同一市場区分への上場申請とみなす。

(新株券等の上場)

第18条 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と同一の種類のものである場合には、原則として上場を承認するものとし、その上場の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 上場内国会社が有償株主割当により新たに発行する内国株券のうち本所が定めるものは、発行日取引により上場する。
- (2) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、本所が定める基準に適合するときは、その発行されたときに上場株券に追加して上場する。
- (3) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、前号の規定により上場されない場合には、その権利関係が同一となったときに、上場株券に追加して上場する。

- (4) 前3号に定めるところによるほか、上場会社が新たに発行する株券は、原則としてその発行されたときに、上場株券に追加して上場する。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により上場申請のあった有価証券が、第47条第1項第19号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、本所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。
- 3 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、新株予約権証券である場合には、本所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。
- 4 前項の規定により新株予約権証券が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、本所が定める確約書を提出するものとする。

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第19条 上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量、種類、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数等を変更しようとするときは、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

- 2 本所は、第17条又は前項の規定に基づく上場申請により当該有価証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

第4章 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)

第20条 上場有価証券の発行者は、適時開示等規則に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判

断に影響を及ぼす情報（以下「会社情報」という。）の適時開示等を行うものとする。

（グロースの上場会社による中期経営計画の策定等）

第21条 グロースの上場会社は、経営計画の進捗状況及びその要因並びに今後の進捗についての見通し及びその前提条件について、本所所定の様式による3か年の経営計画（以下「中期経営計画」という。）を、1事業年度に対して1回以上、次の各号に掲げる事項を遵守し、策定するものとする。

(1) 記載内容が虚偽でないこと。

(2) 記載内容に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。

(3) 記載内容が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。

(4) 前3号に掲げる事項のほか、記載内容が適正性に欠けていないこと。

2 グロースの上場会社は、前項の規定により策定した中期経営計画を、本所が定める日までに本所に提出しなければならない。

3 グロースの上場会社は、本所に対し提出した中期経営計画の内容に変更が生じた場合に、変更内容を記載した書面を、遅滞なく本所に提出しなければならない。

4 グロースの上場会社は、前2項の規定により本所に提出した中期経営計画について、本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（投資者向け説明等）

第22条 グロースの上場会社は、前条第1項の規定により策定した中期経営計画（前条第3項に定める変更内容を記載した書面を含む。）について、投資者向け説明会の開催又は投資者向け説明会の開催に相当する活動を、本所が定めるところにより、少なくとも1事業年度におい

て1回以上、実施しなければならない。

(第三者割当等により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等に関する取扱い)

第23条 上場会社が行う第三者割当等により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等については、本所が定める規則によるものとする。

第5章 企業行動規範

(企業行動規範)

第24条 上場会社は企業行動規範に関する規則に定めるところにより、適切な企業行動等を行うものとする。

第6章 上場市場の変更

(上場市場の変更)

第25条 競争売買市場に上場する有価証券のJASDAQへの上場市場の変更は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。

2 上場市場の変更を申請する者(以下「上場市場変更申請者」という。)は、当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券について上場市場の変更申請を行うものとする。

3 上場市場変更申請者は、本所所定の「上場市場の変更申請書」を提出するものとする。

4 第4条第2項(第1号,第4号から第7号まで及び第9号に限る。),第7項及び第12項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場日」とあるのは「上

場市場の変更日」と、「上場後」とあるのは「上場市場の変更後」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 第4条第10項及び第13項の規定は、上場市場の変更審査について準用する。

6 上場市場変更申請者は、上場市場の変更の申請を行う時に、本所所定の上場市場の変更申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(上場市場の変更審査料等)

第26条 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。

2 前項に規定する変更審査料のほか、本所が特に必要と認める調査等に係る費用を、本所が定める日までに支払うものとする。

(上場市場の変更審査)

第27条 株券の上場市場の変更審査は、第8条から第10条（第8条第1項第5号の2及び第7号を除く。）までを準用するものとする。この場合において、これら規定中「上場申請日の直前連結会計年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前連結会計年度の末日（市場変更申請日とその直前連結会計年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前連結会計年度の直前連結会計年度の末日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の審査により上場市場の変更申請に係る株券の上場市場の変更を適当と認めた場合には、本所は、当該発行者が発行者であるすべて

の上場有価証券につき上場市場の変更を行う。

- 3 本所は、前項の規定により上場市場を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(上場市場の変更予備申請)

第27条の2 上場市場の変更申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、上場市場の変更を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場の変更予備申請書」及び上場市場の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場市場の変更申請の予備的申請（以下「市場変更の予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により市場変更の予備申請が行われた場合には、本所は、前条第1項の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

- 3 第4条第10項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

- 4 市場変更の予備申請を行う者は、本所が定める金額の市場変更の予備審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。

(申請によらない上場市場の変更)

第28条 前3条の規定にかかわらず、本所は、必要と認めた場合には、上場有価証券の上場市場の変更を行うことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

第7章 上場市場区分の変更

(上場市場区分の変更)

第29条 上場有価証券のグロースからスタンダード又はスタンダードからグロースへの上場市場区分の変更は，上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。この場合において，グロースからスタンダード又はスタンダードからグロースの上場市場区分の変更を申請する者（以下「上場市場区分変更申請者」という。）が，本所が定める場合に該当するときには，上場市場区分の変更申請を受理しない。

2 上場市場区分変更申請者は，当該上場市場区分変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券について上場市場区分の変更申請を行うものとする。

3 上場市場区分変更申請者は，本所所定の「上場市場区分の変更申請書」を提出するものとする。

4 第4条第2項(第1号,第4号から第7号まで及び第9号に限る。),第7項及び第12項の規定は，前項に規定する「上場市場区分の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において，これらの規定中「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場区分の変更申請書」と，「上場申請」とあるのは「上場市場区分の変更申請」と，「新規上場申請者」とあるのは「上場市場区分変更申請者」と，「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場区分の変更」と読み替えるものとする。

5 第4条第10項及び第13項の規定は，上場市場区分の変更審査について準用する。

6 上場市場区分変更申請者は，グロースからスタンダード又はスタンダードからグロースへの上場市場区分の変更の申請を行う時に，本所所定の上場市場区分の変更申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(上場市場区分の変更審査料等)

第30条 上場市場区分変更申請者は，本所が定める金額の上場市場区分

の変更審査料を，本所が定める日までに支払うものとする。

- 2 前項に規定する変更審査料のほか，本所が特に必要と認める調査等に係る費用を，本所が定める日までに支払うものとする。

(上場市場区分の変更審査)

第31条 第29条の規定に係る上場市場区分の変更審査は，第8条から第10条までの規定（第8条第1項第6号から第9号まで，第2項第5号及び第6号，第10条第1項第3号から第5号並びに第2項第3号から第5号を除く。）を準用する。この場合において，これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場市場区分変更申請者」と，「上場審査」とあるのは「上場市場区分の変更審査」と，「上場申請日」とあるのは「上場市場区分の変更申請日」と，「上場日」とあるのは「上場市場区分の変更日」と，「上場申請」とあるのは「上場市場区分の変更申請」と，「上場の時」とあるのは「上場市場区分の変更の時」と，「上場申請日の直前連結会計年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前連結会計年度の末日（市場変更申請日とその直前連結会計年度の末日から起算して1か月以内である場合には，当該直前連結会計年度の直前連結会計年度の末日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と，「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更区分申請日の属する事業年度の初日（市場変更区分申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には，当該直前事業年度の初日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項の審査により上場市場区分の変更に係る株券の上場市場区分の変更を適当と認めた場合には，本所は，当該発行者が発行するすべての上場有価証券につき上場市場区分の変更を行う。

- 3 第27条第3項の規定は，前項の場合に準用する。この場合において，「上場市場」とあるのは「上場市場区分」と読み替える。

(上場市場区分の変更の予備申請)

- 第31条の2 上場市場区分の変更の申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日(当該申請を行おうとする日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日)から起算して3か月前より後においては、上場市場区分の変更を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場区分の変更予備申請書」及び上場市場区分の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出することにより、上場市場区分の変更申請の予備的申請(以下「市場区分変更の予備申請」という。)を行うことができる。
- 2 前項の規定により市場区分変更の予備申請が行われた場合には、本所は、前条第1項の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第4条第10項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。
- 4 市場区分変更の予備申請を行う者は、本所が定める金額の市場区分変更の予備審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。

(申請によらない上場市場区分の変更)

- 第32条 前3条の規定にかかわらず、本所は、必要と認めた場合には、上場有価証券の上場市場区分の変更を行うことができる。
- 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「上場市場」とあるのは「上場市場区分」と読み替える。

(新株券等の市場区分)

- 第33条 新株券又は新株予約権証券は、当該新株券又は新株予約権証券を発行する当該上場会社の既に上場されている株券の市場区分と同一とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第18条第2項の適用を受けて上場した株

券（第47条第1項第19号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。）は、当該株券と引換えに上場廃止となった株券の市場区分と同一とする。

第8章 略式審査

（重複上場申請手続き）

第34条 新規上場申請者が、国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場に上場する株券の発行者である場合（以下、当該新規上場申請者を「重複上場申請者」という。）は、第4条の規定にかかわらず新規上場申請手続の一部を省略することとする。

2 重複上場申請者は、第4条第1項に規定する有価証券上場申請書を提出するものとする。

3 第4条第2項（第1号、第4号から第7号まで及び第9号に限る。）、第7項及び第12項の規定は、前項に規定する有価証券上場申請書に添付する書類について準用する。

4 第4条第10項及び第13項の規定は、第1項の申請に係る審査について準用する。

5 重複上場申請者は、当該申請を行う時に、第5条に規定する上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。

（重複上場審査料等）

第35条 重複上場申請者は、本所が定める金額の重複上場審査料を、本所が定める日までに支払うものとする。

2 前項に規定する重複上場審査料のほか、本所が特に必要と認める調査等に係る費用を、本所が定める日までに支払うものとする。

第9章 措置等

(適時開示等に係る改善報告書の提出)

第36条 本所は、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書（以下「改善報告書」という。）の提出を求めることができる。

(1) 上場会社が、適時開示等規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合

(2) 上場会社が、企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合

(3) グロースの上場会社が、第21条（第4項を除く。）又は第22条の規定に違反したと本所が認める場合

2 本所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。

3 上場会社は、前2項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告書の提出を行わなければならない。

4 本所は、上場会社が前項の規定により改善報告書を本所に提出した場合は、当該改善報告書（第2項の規定により、その内容が明らかに不十分と認められた改善報告書を除く。）を公衆の縦覧に供するものとする。

(改善状況報告書等の提出)

第37条 前条第3項（第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書（以下「改善状況報告書」という。）の提出を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本所は、前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場会社に対して、当該改善報告書の提出から5年が経過するまでの間、当該上場会社の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めるときは、改善状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 上場会社は、前項の規定により改善状況報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善状況報告書の提出を行わなければならない。
- 4 本所は、上場会社が第1項又は前項の規定により改善状況報告書を本所に提出した場合は、当該改善状況報告書を公衆の縦覧に供するものとする。
- 5 前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該上場会社の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- 6 本所は、次の各号に掲げる場合には、当該発行者に対して改善報告書の提出を求めることができる。
 - (1) 第1項又は第3項に規定する改善状況報告書を速やかに提出しない場合において、本所が相当の期間を設けて定める提出期限までに提出しないとき。
 - (2) 第1項又は第3項の規定により提出された改善状況報告書の内容が明らかに不十分であると本所が認める場合
 - (3) 前項の規定に基づく報告を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるとき。
- 7 前条第2項から第4項までの規定は、前項の改善報告書について準用する。

(書類の提出等に係る改善報告書の提出)

第38条 本所は、上場会社が適時開示等規則第3章の規定に基づく書類

の提出を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対してその経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

2 第36条第2項及び第3項の規定は、前項の報告書について準用する。

(第三者割当の確約等に係る改善報告書の提出)

第39条 本所は、上場会社が第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則第2条の規定に基づく確約及び同規則第3条の規定に基づく書面の提出等を適正に行わなかった場合には、当該上場会社に対して、その経過及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

2 本所は、上場会社が前項の規定により同項の報告書を本所に提出した場合において本所が必要かつ適当であると認めるときは、当該報告書を公衆の縦覧に供することができる。

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第40条 本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときには、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第47条第1項第10号、第12号、第13号又は第20号に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合

(2) 第36条第3項(第37条第7項において準用する場合を含む。)の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと本所が認めた場合

2 前項の規定により、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内

部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を速やかに行わなければならない。

3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行う。

4 第1項の規定により特設注意市場銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

（開示注意銘柄の指定及び指定解除）

第41条 本所は、上場会社が適時開示等規則第2章の規定に基づく会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合において、当該事実が開示されていないことを周知させる必要があると認めるときは、上場会社が発行者である上場有価証券の全部又は一部の銘柄を開示注意銘柄に指定する。この場合には、本所はその旨及び指定の理由を公表するものとする。

2 本所は、当該上場会社により当該事実が開示された場合又は本所が第36条第1項に規定する報告書の提出を当該発行者に求めることとした場合は、その指定の解除を行う。この場合には、本所はその旨及び解除の理由を公表するものとする。

（適時開示等に係る公表措置等）

第42条 本所は、次の各号に掲げる場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表すること（以下「公表措置」という。）ができる。この場合において、上場外国会社に対する適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。

(1) 上場会社が適時開示等規則第2章の規定に違反したと本所が認め

る場合

(2) 上場会社が企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反したと本所が認める場合

(3) グロースの上場会社が、第21条（第4項を除く。）又は第22条の規定に違反したと本所が認める場合

2 上場会社が、過去5年以内に公表措置を受けている場合において、再度、前項に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本所は、当該上場会社に対して警告を行うこと（以下「警告措置」という。）ができる。

3 上場会社が、過去5年以内に警告措置を受けている場合において、再度、第1項に該当する場合には、前2項の規定にかかわらず、本所は、当該上場会社に対して警告を行うことができる。

（監視区分の指定及び指定解除）

第43条 本所は、上場有価証券が次の各号に該当した場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場有価証券の監視区分の指定を行うことができる。

(1) 第40条に規定する特設注意市場銘柄に指定されている場合

(2) 第47条第1項第1号から第5号まで、第9号又は同条第2項第2号若しくは同条第3項又は第4項の上場廃止基準に規定する猶予期間入り銘柄及び第47条第1項第7号後段に規定する1か月間に該当する銘柄である場合

(3) 第42条第2項及び第3項に規定する警告措置を受けている場合（当該警告措置を受ける直前に公表措置又は警告措置を受けた日から5年を経過した場合を除く。）

(4) 第41条に規定する開示注意銘柄に指定されている場合

2 本所は、上場有価証券が前項各号の事実には該当しないこととなった場合には、監視区分の指定の解除を行うことができる。

(その他の公表措置等)

第44条 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条並びに適時開示等規則第20条の3第1項の規定に違反した場合であつて、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

2 企業行動規範に関する規則第5条から第10条までの規定のいずれかに違反した場合又は会社法第331条、第335条、第337条若しくは第400条の規定に違反した場合は、上場会社は、直ちに本所に報告するものとする。

(再上場時の引継ぎ)

第45条 上場会社が、第15条の規定の適用を受けて上場した会社である場合における当該上場会社に対するこの章の規定の適用については、当該上場会社を同項の規定の適用に伴い、上場廃止となった会社と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

第10章 上場有価証券の上場廃止

(上場廃止申請)

第46条 上場有価証券の発行者が、その上場廃止を申請しようとするときは、本所所定の有価証券上場廃止申請書を提出するものとする。

(上場廃止基準)

第47条 上場銘柄がスタンダードに上場している銘柄である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 株式の分布状況

次の a 又は b に該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社が a 又は b に定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

a 上場会社の事業年度の末日において、浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が500単位未満である場合において、1か年以内に500単位以上とならないとき。

b 上場会社の事業年度の末日において、株主数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。

(2) 浮動株時価総額

上場会社の事業年度の末日に、浮動株時価総額が2億5千万円未満である場合において、1か年以内に2億5千万円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときは、本所がその都度定めるところによる。

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に

基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(4) 株価

上場会社の発行する株券の価格が10円未満である場合において、3か月以内に10円以上とならないとき。

(5) 業績

最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくならないとき。

(6) 銀行取引の停止

上場会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(7) 破産手続，再生手続又は更生手続

上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続，再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、本所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。

(8) 事業活動の停止

上場会社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

(9) 実質的存続性の喪失（不適當な合併等）

次の a から c までに掲げる場合において、当該 a から c までのいずれかに該当すると本所が認めた場合

- a 上場会社が非上場会社（競争売買市場に上場する株券の発行者を除く。以下この号において同じ。）の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為（以下この a において「吸収合併等」という。）を行った場合

当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該上場会社（吸収合併等の前においては、当事者である非上場会社として本所が認める者をいう。）が 3 か年以内に上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

- b 会社が第15条（第2号及び第4号を除く。）の規定の適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。）

当該会社について第15条第1号、第3号又は第5号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該会社（同条第1号、第3号又は第5号に該当する前においては、審査対象である非上場会社として本所が認める者をいう。）が 3 か年以内に上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

- c 上場会社の支配株主（適時開示等規則第2条第1項第2号gに規定する支配株主をいう。以下同じ。）若しくはその他の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）のうち当該上場会社の意思決定機関を支配している者が変更した場合（変更後の支配株主が上場会社である場合を除く。）又は非上場会社により上場会社が子会社化（他の会社の子会社になることをいう。）された場合

当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該上場会社が 3 か年以内に上場審査基準に準じて本所

が定める基準に適合しないとき。

(10) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当（適時開示等規則第5条第1項第11号に規定する第三者割当をいう。）により支配株主が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるとき。

(11) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等（公認会計士又は監査法人に相当する者による法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(12) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、四半期レビュー報告書については「否定的結

論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

(13) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、第5条、第25条第6項、第29条第6項若しくは第34条第5項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(14) 株式事務代行機関への委託

上場会社（第8条第1項第6号ただし書に該当する上場会社を除く。）が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(15) 株式の譲渡制限

上場会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であつて、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないと認められるときは、この限りでない。

(16) 完全子会社化

上場会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(17) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(18) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合

(19) 全部取得

上場会社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2 前項にかかわらず、上場銘柄がスタンダードに上場する外国株券である場合には、前項第2号から第20号（第3号ただし書、第14号、第15号及び第17号を除く。）までのいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 外国の金融商品取引所等における上場廃止等

次の a 又は b に該当する場合。ただし、当該銘柄の外国の金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は本所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。

a 外国の金融商品取引所に上場されている銘柄については、当該金融商品取引所における当該銘柄の上場廃止が決定されたとき。

b 外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場における当該銘柄の相場を即時に入手することができない状態となったとき本所が認めたとき。

(2) 株式の分布状況

次の a 又は b に該当する場合

a 上場外国会社の事業年度の末日の浮動株式数が次の銘柄の区分に従い、当該区分に定める株式数に満たない場合において、1か年以内に当該株式数以上とならないとき。

(a) 1,000株単位銘柄については、50万株

(b) 500株単位銘柄については、250,000株

(c) 100株単位銘柄については、50,000株

(d) 50株単位銘柄については、25,000株

(e) 10株単位銘柄については、5,000株

(f) 1株単位銘柄については、500株

b 事業年度の末日の株主数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。

(3) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合

(4) 株式の譲渡制限

上場外国会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

3 上場銘柄がグロースに上場している銘柄である場合には、第1項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の利益計上に係る規定に該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

上場会社の上場申請連結会計年度（上場会社がJASDAQへの上場に係る上場申請を行った日の属する連結会計年度をいう。（連結財務諸表提出会社でない場合にあつては上場申請事業年度とする。））の営業利益の額が負であり、かつ当該上場会社の上場後9連結会計年度の営業利益の額が負である場合において、1か年以内に営業利益の額が負でなくならないとき。

4 前項にかかわらず、上場銘柄がグロースに上場する外国株券である場合には、第1項第2号から第20号（第3号ただし書、第14号、第15号及び第17号を除く。）までのいずれか又は第2項第1号から第4号までのいずれか若しくは前項に規定する利益計上に係る基準に該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第48条 上場株券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場株券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(審査の時期)

第49条 第47条第1項第1号から第5号まで(第2項、第3項及び第4項による場合を含む。)、同条第2項第2号(第4項による場合を含む。)及び同条第3項(第4項による場合を含む。)については、次の各号に掲げる規定の区分に従い、当該各号に定める資料又は時価総額等管理原簿に基づいて審査を行う。

(1) 第47条第1項第2号及び第4号の規定

時価総額等管理原簿

(2) 第47条第1項第1号及び同条第2項第2号の規定

事業年度の末日等現在の資料

(3) 第47条第1項第3号及び第5号若しくは同条第3項の規定

事業年度の末日現在の資料

2 前項の規定にかかわらず、第47条第1項第1号a若しくはb(第3項による場合を含む。)又は同条第2項第2号a若しくはb(第4項による場合を含む。)の規定に定める期間内における各号については、本所が定めるところにより、前項第2号に定める日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(再建計画等の審査に係る申請)

第50条 本所は、第47条第1項第7号後段に定める本所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2 上場会社は前項の規定に基づく審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日後速やかに納入するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、上場会社が第1項の規定に基づく審査を申請する際に、再建計画（第47条第1項第7号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。第55条第3項において同じ。）の期間等を記載した本所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を納入することを要しない。

4 本所は、第1項の審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

5 第1項の申請が行われなかった場合は、第47条第1項第7号前段に該当したものとみなす。

（実質的存続性の喪失（不適當な合併等）の審査に係る申請等）

第51条 本所は、第47条第1項第9号に定める上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2 上場会社は、前項の規定に基づき、第47条第1項第9号に定める上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日後速やかに納入するものとする。

3 本所は、第1項に規定する審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対す

る協力を求めることができるものとする。

- 4 第1項の申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、第47条第1項第9号に該当したものとみなす。
- 5 上場会社が、第1項の規定に基づき、申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事取引参加者の作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。
- 6 上場会社が、第15条の規定の適用を受けて上場した会社である場合における当該上場会社に対する前各項及び第47条第1項第9号（外国株券である場合を含む。）の規定の適用については、当該上場会社を同条の規定の適用に伴い、上場廃止となった会社と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

（上場廃止日の取扱い）

第52条 上場銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

（原簿のまっ消）

第53条 本所が上場有価証券の上場を廃止するときは、その上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項をまっ消する。

第11章 上場有価証券の売買の停止及び停止解除

（売買停止及び停止解除）

第54条 本所が上場有価証券の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該上場有価証券の発行者に通知する。

第12章 上場手数料及び年賦課金等

(上場手数料及び年賦課金等)

第55条 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、別表に定める上場手数料、年賦課金及びTDnet利用料（以下「上場手数料等」という。）を納入するものとする。

2 前項に規定する上場手数料等のほか、本所は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める上場管理料を請求することができるものとする。

(1) 上場有価証券の発行者が監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2a((j)の2を除く。)に規定する監理銘柄（審査中）に指定された場合

100万円

(2) 特設注意市場銘柄に指定された銘柄の発行者が、第40条第2項の規定に基づき内部管理体制確認書を提出した場合

100万円

(3) 上場有価証券の発行者が第37条第1項に規定する改善状況報告書を提出した場合

50万円

3 前2項の規定にかかわらず、上場会社が第50条第3項の規定に基づく審査を申請する際に、第50条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出した場合には、再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する納入期において、上場手数料、年賦課金及び上場管理料を免除するものとする。

第13章 雑 則

(日本語又は英語による書類の提出等)

第56条 新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所へ提出する書類等については、原則として、次に掲げるところによるものとする。

(1) 新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所へ提出する書類等については、日本語による。

(2) 前号の規定にかかわらず、新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が外国法人である場合は、本所が指定する書類等を除き、英語によることができる。

2 前項に規定する本所への提出書類等の記載事項のうち、金額に関する事項については、原則として、本国通貨及び本邦通貨（本所が指定する外国為替相場により換算する。）により表示するものとする。

(法令に基づく電磁的記録等の取扱い)

第57条 法令に基づき電磁的記録が作成されている場合においては、原則として、新規上場申請者又は上場有価証券の発行者が本所の規則に基づき行うべき書類等の提出（法令に基づき作成すべき書類等の写しの提出を含む。以下この条において同じ。）について、当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録されている情報の内容を記載した書面の提出によりこれを行うものとする。

2 前項の規定に基づく電磁的記録又は電磁的記録に記録されている情報の内容を記載した書面を提出した場合の本所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、法令に基づき作成された電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、電磁的記録に記録されている情報を当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

(全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い)

第58条 第18条第2項の適用を受けて上場した株券（第47条第1項第19

号に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。)に係る市場区分変更及び上場廃止の審査において本所が適当と認めるときは、当該株券を当該株券と引換えに上場廃止となった株券と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

(有価証券の上場に関する必要事項の決定)

第59条 本所は、この規程に定める事項のほか、有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(スタンダードへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第60条 第3条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場申請を行うことができるものとする。この場合における新規上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

(1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定によりスタンダードへ上場申請を行う新規上場申請者は、

第4条第1項から第9項まで及び第5条に規定する書類のほか、本所
が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 第1項の規定によるスタンダードへの上場申請にあつては、第13条
第1号に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するも
のとする。

4 第1項の規定によりスタンダードへ上場申請を行う新規上場申請者
についての第8条第1項の規定の適用については、同項第5号d中及
び第8号中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発
行する株券」とする。

5 第1項の規定によりスタンダードへの上場申請を行う新規上場申請
者についての第8条第2項における「前項第5号」の規定の適用につ
いては、第8条第1項第5号d中「上場申請に係る株券」とあるのは
「新規上場申請者が発行する株券」とする。

(グロースへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実
施する予定である場合の特例)

第61条 第3条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者は、次の各
号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区
分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場申請を行うこと
ができるものとする。この場合における新規上場申請手続その他の規
定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

(1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場
合を除く。）

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当
該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限
る。）

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転
（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

- 当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）
- 2 前項の規定によりグロースへ上場申請を行う新規上場申請者は、第4条第1項から第9項まで及び第5条に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。
 - 3 第1項の規定によるグロースへの上場申請にあつては、第13条第1号に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。
 - 4 第1項の規定によりグロースへの上場申請を行う新規上場申請者についての第9条第1項における「前条第1項第5号から第10号まで」の規定の適用については、第8条第1項第5号d及び第8号中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。
 - 5 第1項の規定によりグロースへの上場申請を行う新規上場申請者についての第9条第2項における「前条第1項第5号及び前条第2項第5号から第7号まで」の規定の適用については、第8条第1項第5号d及び第9条第2項第6号中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

（上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第62条 第25条第1項の規定にかかわらず、競争売買市場に上場する有価証券は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場市場の変更申請を行うことができるものとする。この場合における上場市場の変更申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

- (1) 上場市場の変更日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場市場の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定により J A S D A Q への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第25条第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場有価証券」とする。

3 第1項の規定により J A S D A Q への上場市場の変更申請を行う場合にあっては、第25条第3項、第4項及び第6項に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 第1項の規定により J A S D A Q への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第27条第1項における「第8条から第10条まで」の規定の適用については、第8条第1項第5号d及び同項第8号並びに第9条第2項第6号中「上場申請に係る株券」とあるのは「上場市場の変更申請者が発行する株券」とする。

(上場市場区分の変更申請を行う上場会社が市場区分変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第63条 第29条第1項の規定にかかわらず、上場会社は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場市場区分の変更申請を行うことができるものとする。この場合における上場市場区分の変更申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるとこ

るによるものとする。

(1) 上場市場区分の変更日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場市場区分の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定により上場市場区分の変更申請を行う上場会社についての第29条第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場区分変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場区分の変更申請に係るすべての上場有価証券」とする。

3 第1項の規定により上場市場区分の変更申請を行う場合にあっては、第29条第3項、第4項及び第6項に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 第1項の規定により上場市場区分の変更申請を行う上場会社についての第31条第1項における「第8条から第10条まで」の規定の適用については、第8条第1項第5号d及び第9条第2項第6号中「上場申請に係る株券」とあるのは「上場市場区分の変更申請者が発行する株券」とする。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年1月31日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成23年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の第8条第5号の2の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。ただし、施行日以前から法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けている新規上場申請者が、次の各号に掲げる財務諸表等について当該監査、中間監査又は四半期レビューを受けている場合にはこの限りでない。
 - (1) 施行日以前又は施行日から1年以内に開始した事業年度及び連結会計年度の財務諸表等
 - (2) 施行日以前又は施行日から1年以内に開始した中間会計期間及び中間連結会計期間の中間財務諸表等
 - (3) 施行日以前又は施行日から1年以内に開始した事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等

付 則

この規程は、平成23年10月7日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項第7号及び第44条第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(注1) 改正前の第8条第1項第7号の規定は、次のとおり。

 - (7) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(注2) 改正前の第44条第1項の規定は、次のとおり。

第44条 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成24年5月28日から施行する。
- 2 改正後の第8条第2項第1号、第9条第2項第2号、第60条及び第61条の規定は、この規程施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者の審査から適用する。
- 3 改正後の第27条、第27条の2及び第62条の規定は、施行日以後に上場市場の変更申請を行う上場市場変更申請者の審査から適用する。
- 4 改正後の第31条、第31条の2及び第63条の規定は、施行日以後に上場市場区分の変更申請を行う上場市場区分変更申請者の審査から適用する。

付 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

J A S D A Qにおける有価証券上場規程別表

第1 株 券

(上場手数料)

区 分	納 入 期	徴 収 標 準
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	600万円
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格(株券を対価とする公開買付けに際して行われる株券の発行にあっては、当該公開買付けの決済の開始日(以下「決済開始日」という。)における本所の当該株券の最終価格(決済開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、決済開始日後、本所において売買立会が最初に成立した日の最終価格。ただし、本所が売買状況その他を勘案して最終価格を用いることが適当でないと認めるときは、本所がその都度定める価格とする。))に新たに上場する株式数(上場外国会社である場合において、当該上場外国会社の発行する株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されているときには、当該株式数のうち本邦内における募集に伴い上場する株式数をいう。)を乗じて得た金額の万分の8(他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権の行使等により新たに上場する株券については万分の1)

(年賦課金)

区 分	納 入 期	徴 収 標 準
-----	-------	---------

年賦課金	2月末日	上場株式数に本所が定める価格を乗じて得た額について ① 1,000億円以下の場合	100万円
	8月末日	② 1,000億円超の場合	120万円

(T D n e t 利用料)

区 分	納 入 期	徴 収 標 準
T D n e t 利用料	2月末日 8月末日	年額8万9,250円

第2 新株予約権証券

(上場手数料)

区 分	納 入 期	徴 収 標 準
上場会社が発行する新株予約権証券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	新株予約権の目的である株式の発行価格に当該株式の数に乗じて得た金額が ① 50億円以下の場合 17万円 ただし、第1株券「上場会社が新たに発行する株券の上場」の場合の上場手数料の計算により得た金額の半額が17万円未満の場合は、その金額 ② 50億円を超える場合 34万円

第3 その他の有価証券

別にこれを定める。

付 則

- 1 この別表は、平成22年10月12日から施行する。
- 2 上場会社が新たに発行する株券の上場に係る上場手数料の規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に当該株券

の発行を決議する上場会社から適用する。

- 3 年賦課金の規定にかかわらず、上場会社が、施行日の前日においてニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（以下「ヘラクレス」という。）の上場会社である場合には、平成21年12月末日現在における上場株式数（平成22年1月1日以後に新規上場した場合には、上場日における上場株式数）に本所が定める価格を乗じて得た額を基準として年賦課金の規定により決定した年賦課金の4分の1の額を、平成23年2月末日に納付すべき年賦課金に合わせて納付するものとする。
- 4 上場会社が、施行日の前日においてヘラクレスに上場している場合で、かつ、当該上場会社が発行する株券が、施行日から平成22年12月末日の間に上場廃止する場合には、第1株券の年賦課金に応じた金額の4分の1を、上場廃止日に納付するものとする。
- 5 年賦課金の規定にかかわらず、上場会社が、施行日の前日においてJASDAQ又はNEOに上場している場合には、平成21年12月末日現在における上場株式数（平成22年1月1日以後に新規上場した場合には、上場日における上場株式数）に本所が定める価格を乗じて得た額を基準として年賦課金の規定により決定した年賦課金の4分の1の額を、平成23年2月末日に納付すべき年賦課金に合わせて納付するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、上場会社が、施行日の前日においてJASDAQ又はNEOに上場している場合で、かつ、当該上場会社が発行する株券が、施行日から平成22年12月末日の間に上場廃止する場合には、平成21年12月末日現在における上場株式数に本所が定める価格を乗じて得た額を基準として年賦課金の規定により決定した年賦課金の4分の1の額を、上場廃止日に納付するものとする。
- 7 TDnet利用料の規定にかかわらず、上場会社が、施行日の前日においてJASDAQ又はNEOに上場している場合には、TD

n e t 利用料の半額を，平成23年2月末日に納付すべきT D n e t 利用料に合わせて納付するものとする。

- 8 前項の規定にかかわらず，上場会社が，施行日の前日においてJ A S D A Q又はN E Oに上場している場合で，かつ，当該上場会社が発行する株券が，施行日から平成23年2月末日の間に上場廃止する場合には，T D n e t 利用料の4分の1を，上場廃止日に納付するものとする。

付 則

この別表は，平成23年10月7日から施行する。

付 則

この別表は，平成25年1月1日から施行する。

株券上場審査基準

(目 的)

第1条 本所に上場される株券，優先出資証券及び外国株預託証券等の上場審査については，この基準によるものとする。

2 この基準の変更は，取締役会の決議により行う。ただし，変更の内容が軽微な場合は，この限りでない。

3 前項に規定する取締役会の決議においては，自主規制委員会の同意を得るものとする。

(上場審査)

第2条 株券，優先出資証券及び外国株預託証券等の上場審査は，新規上場申請者並びに新規上場申請者及びその資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ（以下「新規上場申請者の企業グループ」という。）に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の継続性及び収益性

継続的に事業を営み，かつ，経営成績の見通しが良好なものであること。

(2) 企業経営の健全性

事業を公正かつ忠実に遂行していること。

(3) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され，機能していること。

(4) 企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

2 前項の規定は、第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の上場審査については、適用しない。

第3条 削除

(上場審査基準)

第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象とし、外国株預託証券等の場合には、第2号から第5号まで、第8号及び第9号から第13号まで、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

次のaからcまでに適合すること。

a 上場の時までに、浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者、上場株式数の10%以上の株式（優先出資を含む。以下同じ。）を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）及び役員以外の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。以下同じ。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が2,000単位以上（1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいい、優先出資証券にあっては1口をいう。以下同じ。）になる見込みのあ

ること。

b 上場の時までに、浮動株式数が上場株式数の25%以上となる見込みのあること。

c 上場の時までに、株主数（1単位の株式数以上の株式を所有する者（優先出資者を含む。以下同じ。）の数をいう。以下同じ。）が300人以上となる見込みのあること。

(2) 浮動株時価総額

上場日における浮動株時価総額が5億円以上となる見込みのあること。

(3) 上場時価総額

上場日における上場時価総額が10億円以上となる見込みのあること。

(4) 事業継続年数

上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3か年以前から取締役会（新規上場申請者が外国会社である場合は、これに相当する機関）を設置して継続的に事業活動をしていること。

(5) 純資産の額

上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が3億円以上であること。

(6) 利益の額

最近1年間の利益の額が、1億円以上であること。

(7) 時価総額

上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。

ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記

載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書，発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類，有価証券報告書及びその添付書類，半期報告書，四半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。

- b 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において，公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし，本所が適当と認める場合は，この限りでない。
- c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において，公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」（特定事業会社にあつては，「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。）が記載されていること。ただし，本所が適当と認める場合は，この限りでない。
- d 上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては，次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。
 - (a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において，「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。
 - (b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において，「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(8)の2 上場会社監査事務所による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

(9) 株式事務代行機関の設置

株式事務（優先出資に係る事務を含む。以下同じ。）を本所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、本所の承認する株式事務代行機関については、この限りでない。

(10) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であって、単元株式数が1,000株である場合を除く。）。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(11) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつその内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(12) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。

(13) 預託契約等

外国株預託証券等にあつては、上場申請に係る外国株預託証券等に関する預託契約等その他の契約が締結されるものであること。

2 新規上場申請者が外国会社であつて、アジア太平洋地域の経済発展に寄与している場合には、第1項第2号から第4号まで及び第8号に適合し、かつ、同項第7号又は次の第4号に適合するほか、次の各号（第4号を除く。）に適合するものを対象とするものとする。

(1) 浮動株式数

上場の時までには、浮動株式数が、次の銘柄の区分に従い、当該区分に定める株式数以上になる見込みのあること。

- a 売買単位を1,000株とする銘柄（以下「1,000株単位銘柄」という。）については、1,000万株
- b 売買単位を500株とする銘柄（以下「500株単位銘柄」という。）については、500万株
- c 売買単位を100株とする銘柄（以下「100株単位銘柄」という。）については、100万株
- d 売買単位を50株とする銘柄（以下「50株単位銘柄」という。）については、50万株
- e 売買単位を10株とする銘柄（以下「10株単位銘柄」という。）については、10万株
- f 売買単位を1株とする銘柄（以下「1株単位銘柄」という。）については、1万株

(2) 株主数

株主数が、上場の時までには、次のa又はbに掲げる場合の区分に従い、当該区分に定める人数以上になる見込みのあること。

- a 上場申請に係る株券の外国の金融商品取引所等における流通の状況が円滑であると認められる場合又は円滑であることが見込まれる場合は、600人
- b 上場申請に係る株券が、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、本所のみを上場申請が行われるとき又は外国の金融商品取引所等における上場申請に係る株券の流通の状況が円滑であると認められない場合若しくは円滑であることが見込まれない場合は、1,200人

(3) 純資産の額

上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が10億円以上であること。

(4) 利益の額

最近1年間における利益の額が2億円以上であって、かつ、最近2年間における年平均利益の額が2億円以上であること。

(5) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。）若しくは受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株信託受益証券及び外国ETF信託受益証券（ETFに関する有価証券上場規程の特例第1条の2第4号に規定する外国ETF信託受益証券をいう。）の保管及び振替決済に関する業務をいう。）における取扱いの対象であること又は上場の時までには取扱いの対象となる見込みのあること。

(6) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、

株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、本所が適当と認める場合に限る。）は、前2項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券、優先出資証券及び外国株預託証券等が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同項第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券（外国株券を除く。）又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券、上場優先出資証券又は上場外国株預託証券等が、その上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券、優先出資証券又は外国株預託証券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が、その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続

会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき。

当該合併に係る存続会社

- (3) 上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券、優先出資証券又は外国株預託証券等を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。）

- (4) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が、その上場会社の外国持株会社（株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする外国会社をいう。以下同じ。）への組織変更により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき。

当該外国持株会社

- (5) 上場会社が、人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合に限る。）

当該他の会社（当該会社が発行者である株券、優先出資証券又は外国株預託証券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（上場市場の変更審査）

第5条 第2条第1項並びに第4条第1項（第9号から第12号までを除く。）及び第2項（第5号及び第6号を除く。）の規定は，JASDAQからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において，これら規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と，「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と，「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と，「上場時」とあるのは「上場市場の変更時」と，「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と，「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と，「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」とそれぞれ読み替えるものとする。

付 則（抄）

この基準は，昭和50年4月1日から施行する。

付 則（抄）

この基準は，昭和50年9月30日から施行する。

付 則（抄）

この基準は，昭和51年6月1日から施行する。

付 則（抄）

この基準は，昭和52年3月31日から施行する。

付 則

この基準は，昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この基準は，昭和52年9月30日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，昭和57年10月1日から施行する。ただし，第4条第1項第9号の規定は，同年12月1日から施行する。

2 削 除

付 則

この基準は，昭和58年11月1日から施行する。

付 則

この基準は，昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この基準は，昭和62年5月1日から施行する。

付 則

この基準は，昭和62年9月25日から施行する。

付 則

この基準は，平成2年6月26日から施行する。

付 則

1 この基準は，平成3年3月1日から施行し，同年4月1日以後開始する事業年度を上場申請日の直前事業年度とする新規上場申請者から適用する。

2 平成3年4月1日前に開始する事業年度を上場申請日の直前事業年度とする新規上場申請者については，なお従前の例による。

付 則

この基準は，平成3年6月14日から施行する。

付 則

この基準は，平成4年1月28日から施行する。

付 則

この基準は，平成4年2月1日から施行し，平成3年10月1日以後最初に終了する事業年度が上場申請日の直前事業年度となる新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この基準は，平成5年8月10日から施行する。

付 則

この基準は，平成6年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成8年1月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。
- 2 改正後の有価証券上場規程付則第4項の適用を受けた場合には、第4条第1項第6号中「最近2年間」とあるのは「最近1年間」と読み替える。

付 則

この基準は、平成8年4月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成8年10月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成10年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成11年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。
- 2 改正後の第4条第1項第6号の規定は、平成11年4月1日以降に開始する事業年度を上場申請の直前事業年度とする新規上場申請者の審査から適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成11年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第8号の規定は、平成11年4月1日以後に

開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成12年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について適用し，平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては，なお従前の例による。ただし，平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について，新規上場申請者の有価証券届出書，有価証券報告書若しくは半期報告書又は「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」若しくは「上場申請のための半期報告書」に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等が，財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第21号）による改正後の財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）若しくは連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第22号）による改正後の連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）により作成されている場合又は中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第23号）による改正後の中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）若しくは中間連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）により作成されている場合は，当該財務諸表等又は中間財務諸表等から適用する。

付 則

この基準は，平成11年9月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成11年11月10日から施行する。

付 則

この基準は、平成12年3月15日から施行し、同日以後に第4条第3項の規定により上場を申請する株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年4月2日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成13年10月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。ただし、この基準施行の際、現に予備申請を行っている場合であって、「公募又は売出予定書」に準じて作成した書類を提出しているときは、なお従前の例によることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条第1項第2号の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、適用しない。

付 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年1月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。なお、この改正規定は、施行期日を同じくする「新市場部銘柄の承継に関する有価証券上場規程並びにニッポン・ニュー・マーケット―「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の特例の制定等」の施行に次いで改正するものとする。
- 2 平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この基準は平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する外国株券に関するこの基準の適用については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行し、施行の際現に上場申

請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年10月29日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第8号a及びcの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条第8号dの規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
- 4 改正後の第4条第9号の2の規定は、施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この基準は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第11号及び同条第2項第6号の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この基準は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成23年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第4条第8号の2の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者から適用する。ただし、施行日以前から法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けている新規上場申請者が、次の各号に掲げる財務諸表等について当該監査、中間監査又は四半期レビューを受けている場合にはこの限りでない。
 - (1) 施行日以前又は施行日から2年以内に開始した事業年度及び連結会計年度の財務諸表等
 - (2) 施行日以前又は施行日から2年以内に開始した中間会計期間及び中間連結会計期間の中間財務諸表等
 - (3) 施行日以前又は施行日から2年以内に開始した事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等

付 則

この基準は、平成23年10月7日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項10号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（注）改正前の第4条第1項10号の規定は、次のとおり。

(10) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

付 則

この基準は，平成24年 5 月28日から施行し，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の審査から適用する。

付 則

この基準は，平成25年 1 月 1 日から施行する。

社会資本整備市場上場審査基準

(目的)

第1条 本所の社会資本整備市場に上場される株券，優先株及び社債券の上場審査については，この基準によるものとする。

(上場審査)

第2条 社会資本整備市場に上場される株券，優先株及び社債券の上場審査は，新規上場申請者並びに新規上場申請者及びその資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の継続性及び収益性

継続的に事業を営む見込みがあり，かつ，経営成績の見通しが良好なものであること。

(2) 企業経営の健全性

事業を公正かつ忠実に遂行する見込みのあること。

(3) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され，機能していること。

(4) 企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

(上場審査基準)

第3条 新規上場申請に係る有価証券が株券(優先株を含む。以下同じ。)である場合の前条に規定する上場審査は，次の各号(優先株については第3号を除く。)に適合する新規上場申請者の株券を対象として行う

ものとする。

(1) 上場株式数

上場株式数が、上場の時までに、2,000単位（1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。）以上になる見込みのあること。

(2) 株式の分布状況

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、1,000単位以上の上場申請に係る株券の公募を行うこと。

b 株主数（1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数をいう。）が、前aに規定する公募（公募と同時に上場申請に係る株券の売出しを行う場合は、当該公募及び売出し）により、上場の時までに、300人以上増加する見込みのあること。

(3) 上場時価総額

上場日における上場時価総額が10億円以上となる見込みのあること。

(4) 純資産の額

上場の時までに、純資産の額が5億円以上になる見込みのあること。

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a 最近2年間に終了する各事業年度又は各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。

b 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務

諸表等に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

c 最近1年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

d 上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

(a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(6) 株式事務代行機関の設置

株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。

(7) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であつて、単元株式数が1,000株であ

る場合を除く。)。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(8) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。

(9) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

2 新規上場申請に係る有価証券が社債券である場合の前条に規定する上場審査は、前項第4号、第5号及び第9号のほか、次の各号に適合する新規上場申請者の社債券を対象として行うものとする。

(1) 上場額面総額

上場の時までに、未償還額面総額が50億円以上になる見込みのあること。

(2) 消化件数

上場の時までに、消化件数が300件以上になる見込みのあること。

付 則

この基準は、平成12年2月10日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年1月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この基準は，平成15年4月1日から施行し，平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書について適用し，平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るものについては，なお従前の例による。

付 則

この基準は，平成17年2月1日から施行し，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この基準は，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第1号a及びcの規定は，この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し，施行日より前に開始する事業年度に係るものについては，なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第5号dの規定は，施行日以後に開始する事業年度から適用する。
- 4 改正後の第3条第1項第6号の2の規定は，施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この基準は，平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第8号の規定は，この改正規定施行の日以

後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

- 1 この基準は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第7号の規定は，平成26年4月1日から適用する。

(注) 改正前の第3条第1項第7号の規定は，次のとおり。

(7) 単元株式数

単元株式数が，上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）。ただし，本所が適当と認める場合は，この限りでない。

付 則

この基準は，平成25年1月1日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則

第1章 総 則

(目的等)

- 第1条 この規則は、上場有価証券の発行者が行う会社情報の適時開示及び本所への書類の提出等について、必要な事項を定める。
- 2 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。
- 3 この規則のうち、次項に掲げる規定以外の規定の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。
- 4 この規則のうち、第7条の規定の変更は、自主規制委員会の決議により行う。
- 5 第3項に規定する取締役会の決議において、自主規制委員会の同意を得るものとする。

第2章 会社情報の適時開示等

(会社情報の開示)

- 第2条 上場会社（有価証券上場規程第2条第2項及びJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第3条第2項に規定する上場会社をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所

が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項、第4項、第8項及び第2条の4の2の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- a 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（上場外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）又は株式若しくは新株予約権の売出し
- b 前aに規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始
- c 資本金の額の減少
- cの2 資本準備金又は利益準備金の額の減少
- d 会社法第156条第1項（同法163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定又は優先出資法第28条の規定による自己株式の取得
- dの2 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
- dの3 前dの2に規定する新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始

- e 株式の分割又は併合
- f 剰余金の配当
- f の 2 株式交換
- f の 3 株式移転
- g 合併
- g の 2 会社の分割
- h 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- i 解散（合併による解散を除く。）
- j 新製品又は新技術の企業化
- k 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- l 子会社（法第166条第5項に規定する子会社をいい，上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）にあつては，その資本下位会社等をいう。以下この条において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項
- m 固定資産（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得
- n リースによる固定資産の賃貸借
- o 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- p 国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等に対する株券，優先出資証券又は外国株預託証券等の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請
- q 破産手続開始，再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- r 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）
- s 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は同第24条の6第1項に規定する上場株券等の同第27条の22の2第1項に規定する公開買付け

- t 当該上場会社が発行者である法第27条の2第1項に規定する株券等に係る前s前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第31条に規定する買集め行為（以下このtにおいて「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示
- u 役員若しくは従業員又は子会社の役員若しくは従業員へのストック・オプションとしての新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与又は株式の発行
- v 代表取締役又は代表執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下同じ。）の異動
- w 人員削減等の合理化
- x 商号又は名称の変更
- y 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設
- z 事業年度の末日の変更
- a a 預金保険法（昭和46年法律第34号）第74条第5項の規定による申出
- a b 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続による調停の申立て
- a c 社会資本整備市場の上場会社における事業計画及び特定事業に係る契約の変更
- a d 上場債券（上場転換社債型新株予約権付社債券（業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）を含む。以下このa d及び次の(2) sの2において同じ。）に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項
- a dの2 普通出資の総口数の増加を伴う事項

a e 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明(以下「監査証明」という。))又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。))第1条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明(以下「監査証明に相当する証明」という。))をいう。以下同じ。)を行う公認会計士等(公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者をいう。以下同じ。)の異動

a f 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

a g 株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこと。

a h 内部統制に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出

a i 定款の変更

a j a から前 a i までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

b 主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下この b において同じ。))又は筆頭株主(主要株主のうち所有株式数(他人(仮設人を含む。))名義のものを含み、同項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号。以下「取引規制府令」という。))で定めるものを除く。))の最も多い株主をいう。))の異動

c 特定有価証券(法第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。以下この c において同じ。))又は特定有価証券に係るオプション

ンの上場の廃止の原因となる事実

- d 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
- e 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
- f 免許の取消し，事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
- g 支配株主等（支配株主（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。）又はその他の関係会社（財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の異動
- h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始，再生手続開始，更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
- i 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）
- j 親会社等（親会社，その他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。）に係る破産手続開始の申立て等
- k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等，破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより，当該債務者に対する売掛金，貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

- l 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の10以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると本所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
- n 資源の発見
- o 株主（優先出資法に規定する普通出資者又は優先出資者を含む。以下同じ。）による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求
- p 株主による株主総会（普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。）の招集の請求
- q 保有有価証券（当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は四半期会計期間の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。
- r 社会資本整備市場の上場会社の特定事業に関する株主間基本協定の変更
- s 社債に係る期限の利益の喪失
- s の 2 上場債券に係る社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事実
- t 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことに

ついでに決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

- u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項の規定により新たに期間の承認を受けたこと。
- v 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。
- vの2 内部統制報告書に対する内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。
- w 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を

本所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を本所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなったこと。

x a から前wまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは四半期累計会計期間又は連結会計年度若しくは四半期累計連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合。この場合において、当該上場会社は、本所所定の「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」により、直ちにその内容を開示しなければならない。

(4) 当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益（上場会社が I F R S 任意適用会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

(5) 当該上場会社の剰余金の配当について予想値を算出した場合

(6) 法第166条第2項第3号に掲げる事実が生じた場合（前2号に規定する場合を除く。）又は同条第2項第7号に掲げる事実が生じた場合

(7) 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する第4号の規定の適用については、同号中「当該上場会社の属する企業集団」とあ

るのは、「当該上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるもの、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a 株式交換

b 株式移転

c 合併

cの2 会社の分割

d 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

e 解散（合併による解散を除く。）

f 新製品又は新技術の企業化

g 業務上の提携又は業務上の提携の解消

h 孫会社（施行令第29条第2号に規定する孫会社をいい、上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社の子会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項

i 固定資産の譲渡又は取得

j リースによる固定資産の賃貸借

k 事業の全部又は一部の休止又は廃止

- l 破産手続開始，再生手続開始又は更生手続開始の申立て
 - m 新たな事業の開始
 - n 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は同第24条の6第1項に規定する上場株券等の同第27条の22の2第1項に規定する公開買付け
 - o 商号又は名称の変更
 - p 預金保険法第74条第5項の規定による申出
 - q 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て
 - r 社会資本整備市場の上場会社の特定事業に係る契約の変更
 - s a から前 r までに掲げる事項のほか，当該上場会社の子会社の運営，業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合
- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
 - b 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - c 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - d 免許の取消し，事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
 - e 債権者その他の当該上場会社の子会社以外の者による破産手続開始の申立て等
 - f 不渡り等

- g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
 - h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等，破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより，当該債務者に対する売掛金，貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
 - i 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
 - j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると本所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
 - k 資源の発見
 - l 社会資本整備市場の上場会社の連結子会社の特定事業に関する株主間基本協定の変更
 - m a から前 l までに掲げる事実のほか，当該子会社の運営，業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2)の2 上場会社が連動子会社（取引規制府令第49条第11号に規定する連動子会社をいう。以下同じ。）を有している場合には，前2号のほか，当該連動子会社が次のいずれかに該当する場合
- a 連動子会社の業務執行を決定する機関が当該連動子会社について法第166条第2項第5号イからチまでに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
 - b 連動子会社に法第166条第2項第6号イ又はロに掲げる事実が発生した場合
- 3 上場外国会社は，前2項のほか，次の各号に掲げる事実が発生した場合は，本所が定めるところにより，直ちにその内容を開示しなければ

ばならない。

(1) 株主（上場外国株預託証券等の所有者を含む。）又は会社の業績に重大な影響を与える会社制度に関する本国の法令等の変更

(2) 本邦以外の地域において発生した株式又は株式に係る権利を表示する外国株預託証券等の流通に重大な影響を与える事実

4 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第8項の規定に準じて開示を行うものとする。

5 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を本所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。

(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第4号本文、株券上場廃止基準第2条第1項第4号本文又は社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第4号本文に該当した場合

各号に規定する書面

(2) 株券上場廃止基準第2条第1項第1号bに該当した場合

同bに規定する書面

6 上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、事業年度経過後3か月以内に、当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示しなければならない。

6の2 上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、事業年度経過後3か月以内に、当該事業年度の末日における公益財団法人財務会計基準機構への加入状況（当該機構に加入していない場合は、翌事業年度以降における加入に関する考え方を含む。）を開示しなければならない。ただし、本所が定める場合は、この限りでない。

7 上場会社は、本所が定める有価証券（以下「CB等」という。）であって本所が定める発行条件が付されたもの（以下「MSCB等」とい

う。)を発行している場合は、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定めるところにより開示しなければならない。

(1) 月間のM S C B等の転換又は行使の状況

翌月初め

(2) 月初からのM S C B等の転換累計若しくは行使累計又は同月中における開示後の転換累計若しくは行使累計が当該M S C B等の発行総額の10%以上となった場合に、当該転換又は行使の状況

該当後直ちに

(3) 上場会社が発行する有価証券に係る法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該上場会社が発行するC B等と密接不可分の関係であって、かつ、当該C B等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体としてM S C B等と同等の効果を有する場合には、当該C B等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてM S C B等とみなして前2号の規定を適用する。

8 支配株主等を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、本所が定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

(適時適切な会社情報の開示の実践)

第2条の2 この章の規定は会社情報の適時開示について上場有価証券の発行者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場有価証券の発行者は、同章の規定を理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない。

(会社情報の開示に関する審査等)

第2条の3 上場有価証券の発行者は、この規則に基づき会社情報の開示を行う場合は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 開示する情報の内容が虚偽でないこと。

(2) 開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていない

こと。

(3) 開示する情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。

(4) 前3号に掲げる事項のほか、開示の適正性に欠けていないこと。

(会社情報の本所への説明)

第2条の4 上場有価証券の発行者は、第2条及び第2条の2の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、あらかじめ本所に当該開示に係る内容を説明するものとする。

(開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い)

第2条の4の2 上場有価証券の発行者は、第2条及び第2条の2の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、次条の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

(会社情報の開示の方法)

第2条の5 第2条及び第2条の2の規定に基づく会社情報の開示は、T D n e t（適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。

2 前項の場合において、上場有価証券の発行者は、当該開示に係る資料をT D n e tにより本所へ送信するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、上場有価証券の発行者は、本所が相当と認める場合には、本所所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該開示に係る資料（以下「公開通知書等」という。）の本所への提出

をもって前項に規定するT D n e tによる開示資料の送信に代えることができる。この場合において、当該上場有価証券の発行者が国内の他の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者であるときは、本所が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出したときは、本所に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。

4 上場有価証券の発行者は、本所が適当と認める場合には、公開通知書等のファクシミリによる送信をもって前項前段の規定による公開通知書等の提出に代えることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、第2条及び第2条の2の規定に基づく会社情報の開示は、T D n e tの稼働に支障が生じた場合その他本所が必要があると認めた場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。

6 本所は、上場有価証券の発行者が第2項から前項までの規定により送信又は提出した資料を公衆の縦覧に供することができるものとする。

7 施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の本所への通知は、第1項に規定する会社情報の開示により行うものとする。

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第3条 上場有価証券の発行者は、当該発行者の会社情報に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが必要かつ適当と本所が認める場合には、上場有価証券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。

3 前2条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

4 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 本所が上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合

(本所が、本所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。)

- (2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場有価証券の発行者に係る会社情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、本所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合

(調査委員会の設置)

第3条の2 本所は、前条の照会事項について、第三者による当該照会事項に係る経緯及び原因究明並びに改善措置の必要性が高いと認めた場合、上場有価証券の発行者に対して、外部有識者で構成される調査委員会の設置を求めることができる。この場合において、調査委員会の委員構成について、本所が適当でないとき、当該委員構成の変更を求めることができるものとする。

- 2 上場有価証券の発行者は、本所が当該調査委員会に対して事情説明を求める場合には、これに協力するものとする。
- 3 上場有価証券の発行者は、当該調査委員会より経緯及び原因並びに改善措置を記載した報告書の提出を受けた場合、速やかに当該報告書を本所に提出するものとする。
- 4 当該報告書に記載された事実について開示することが必要かつ適当と本所が認めるものについては、上場有価証券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。

(本所への協力義務)

第3条の3 上場有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合において、本所が財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計

士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求めるときには、これに協力するものとする。

(1) 当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に本所が必要と認める場合

(2) 当該公認会計士等が契約期間中に退任する場合等で、本所が必要と認める場合

2 上場有価証券の発行者は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

（開示内容の変更又は訂正）

第4条 上場有価証券の発行者は、第2条、第2条の2又は第3条第2項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと本所が認める場合を除く。）の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後に遅滞なく行えば足りるものとする。

3 第2条の4から第2条の5までの規定は、前2項の規定に基づく開示について準用する。

第4条の2 削除

（情報取扱責任者の届出）

第4条の3 上場会社は、第3条第1項の規定に基づき本所が行う照会に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌る者（以下「情報取扱責任者」という。）1名以上を選定し、その者の氏名、役職名及び連絡先を本所に届け出るものとする。

2 上場会社は、前項の届出内容に変更がある場合は、その旨を本所に届け出るものとする。

第4条の4 削 除

（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）

第4条の5 上場会社（上場外国会社を除く。）は、有価証券上場規程第7条の6又はJQ有価証券上場規程第14条に規定する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 前項前段の場合において、当該変更の内容が本所が定める事項に関するものであるときには、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく当該変更内容について記載した書面の提出を行うことができるものとする。

第3章 書類の提出等

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとと

もに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、上場会社が第2条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1項第1号aからajまでに掲げる事項
- (2) 株式の種類の変更
- (3) 上場会社又はその関係会社から、株主に対して行う当該関係会社の発行する株式の割当て又はその優先的申込資格の付与
- (4) 募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資をいう。以下同じ。）の引受人（法第2条第6項で規定する引受人をいう。）から、株主に対して行う当該募集株式の優先的申込資格の付与
- (5) 上場債券又は上場転換社債型新株予約権付社債券に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更
- (6) 上場有価証券の償還又は消却
- (7) 株式に係る基準日の設定
- (8) 株券、優先出資証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）
- (9) 施行令第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をするところがある者の選定
- (10) 公募（一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債券等又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。）又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換（株式については会社法がその発行する株式を取得するのと引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社が

その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。)が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格,新株予約権又は新株予約権付社債(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)

(11) 上場会社が第三者割当(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。)による募集株式等(募集株式並びに会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権(処分する自己新株予約権を含む。)及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる新株予約権をいう。)の割当てを行う場合(割当てを受ける者の全てが本所が定める者である場合を除く。)

(12) 前各号に掲げる事項以外の上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項

2 上場会社は,第2条第1項(第1号を除く。)から第3項までのいずれかに該当した場合は,直ちに本所に通知するとともに,本所が別に定めるところに従い,書類の提出を行うものとする。

3 上場会社以外の上場有価証券の発行者は,当該上場有価証券の特性を勘案し,前2項の規定に準じて本所に対する通知及び書類の提出その他本所が必要と認める書類の提出を行うものとする。

4 上場有価証券の発行者は,前3項の規定に基づき通知した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は,直ちに当該変更又は訂正の内容を通知するものとする。

5 第1項第2号から第12号まで及び前項の規定に基づき通知した内容について開示することが必要かつ適当と本所が認める場合には,上場有価証券の発行者は,直ちにその内容を開示するものとする。

6 第2条の4及び第2条の5の規定は,前項の規定に基づく開示につ

いて準用する。

(上場外国株預託証券等に係る預託機関等に関する決定の届出)

第5条の2 上場外国株預託証券等の発行者は、上場外国株預託証券等に係る預託機関等が、当該上場外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券につき配当又は新株予約権その他の権利が付与された場合において、当該外国株預託証券等に関する当該権利等の処理について決定を行ったときには、直ちに本所に届け出るものとする。

(権利確定のための期間又は期日の届出及び公告)

第6条 上場外国会社は、議決権を行使する者、配当若しくは株式の割当てを受ける者その他株主(上場外国株預託証券等の所有者を含む。)として権利を行使すべき者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合(上場外国株預託証券等の発行者である場合には、上場外国株預託証券等に係る預託機関等が当該上場外国株預託証券等に関して権利を行使すべき者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合)には、当該期間又は期日をその2週間前(当該上場外国会社の本国及び当該上場外国会社の発行する株券又は外国株預託証券等が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国(以下「本国等」という。)において要する届出及び公告の期限が当該期間又は期日の前2週間に満たない場合は、当該期限前)に本所に届け出るものとし、かつ、本邦内において公告するものとする。ただし、本所が別に定める場合の公告については、当該公告を省略することができる。

2 前項の公告は、日本語により行うものとする。

3 第16条の規定は、上場外国会社が第1項の規定に基づき公告を行った場合について準用する。

(上場申請の手続)

第7条 上場会社は、新たに株式を発行する場合又は上場株式数（自己株式消却決議を行った場合には、当該自己株式消却決議に係る自己株式の数を控除する。以下同じ。）若しくは上場外国株預託証券等の数を変更する場合には、原則として、その発行又は変更に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。

(自己株式取得等の状況に関する報告等)

第7条の2 上場会社は、自己株式の取得により、上場株式数が上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1号、株券上場廃止基準第2条第1項第1号、優先株に関する有価証券上場規程の特例第5条第2項第1号又は制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第6条第1項第1号に定める株式数に満たなくなる場合には、当該自己株式（優先出資証券を含む。この条において同じ。）の取得の後直ちにその旨を書面により本所に通知するものとする。

2 前項の規定は、上場会社が、自己株式の取得により、同項に定める株式数に満たなくなった場合に準用する。

(新株予約権の行使の通知等)

第8条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するものとする。

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債券について期中償還請求権の行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するものとする。

(株式買取権証書の買取権の行使等による株式交付状況及び自己株式取

得状況の報告)

第9条 上場外国会社は、事業年度ごとの株式買取権証書の買取権の行使等による株式の交付状況及び自己株式の取得状況について本所に報告するものとする。

(外国株預託証券等の発行に関する状況等の報告)

第10条 外国株預託証券等の発行者は、事業年度ごとの上場外国株預託証券等の発行に関する状況等について本所に報告するものとする。

第11条及び第12条 削 除

(株主への発送書類の提出)

第13条 上場内国会社は、株主に対して株主総会招集通知書及びその添付書類を発送する場合には、発送する書類をその発送日までに本所に提出するものとする。この場合において、上場内国会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 上場外国会社は、株主に対して発送する書類（株式事務取扱機関等に据え置く書類を含む。）を、その発送日（株式事務取扱機関等に据え置く日を含む。）までに本所に提出するものとする。この場合において、上場外国会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 前項に規定する書類のほか、上場外国株預託証券等の発行者は、上場外国株預託証券等に係る預託機関等が当該外国株預託証券等の所有者に対して書類を発送する場合には、当該書類をその発送日までに本所に提出するものとする。この場合において、上場外国株預託証券等の発行者は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行う

ものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(本国等の主務官庁等へ提出した書類の提出等)

第14条 上場外国会社は、本国等の主務官庁等へ提出した書類のうち、本所が指定する書類を遅滞なく本所に提出するものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(その他書類の提出)

第15条 上場有価証券の発行者は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(公告に係る情報の広範な周知)

第16条 上場会社(上場外国会社を除く。)は、法令に定めるところにより公告を行う場合には、投資者に対する当該公告に係る情報の広範な周知を図るものとする。

(株式事務代行機関への委託)

第17条 上場会社(上場外国会社を除く。)は、株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託するものとする。ただし、株券上場審査基準第4条第1項第9号ただし書又はJQ有価証券上場規程第8条第1項第6号ただし書に該当する上場会社についてはこの限りでない。

(適切な株式事務及び配当金支払事務の確保)

第18条 上場外国会社は、外国株券等実質株主(指定振替機関が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に規定する外国株券等実質株主をいう。以下同じ。)に対する株式事務及び配当金の支払事務が適切に行われることを確保するものとする。

2 前項の株式事務のうち外国株券等実質株主に対する諸通知は日本語により行われるものとする。

第19条 削 除

(会社の代理人等の選定)

第20条 上場外国会社は、本邦内に住所又は居所を有する者であって、本所との関係において一切の行為につき当該上場外国会社を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(株式分割の効力発生日等)

第20条の2 上場会社（上場外国会社を除く。次項において同じ。）は、上場株券（上場優先出資証券を含む。）について株式分割（優先出資の分割を含む。以下同じ。）又は株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る。）を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。

2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(単元株式数)

第20条の3 上場会社（上場外国会社を除く。）は、上場内国株券の単元株式数を100株とするものとする。ただし、上場内国株券の単元株式数

が1,000株である場合,株券上場審査基準第4条第10号ただし書又はJ
Q有価証券上場規程第8条第1項第7号ただし書の適用を受けて新規
上場した場合は,この限りでない。

2 上場会社(上場外国会社を除く。)は,単元株式数の変更又は単元株
式数の定めの新設について取締役会決議(委員会設置会社については,
執行役の決定を含む。)を行う場合には,単元株式数を100株とするも
のとする。

(新規上場申請書類等の公衆縦覧)

第21条 上場会社は,有価証券上場規程第3条又はJQ有価証券上場規
程第4条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類を
本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

第22条 削 除

付 則

この基準は,昭和46年7月1日から施行する。

付 則

この基準は,昭和47年7月1日から施行する。

付 則

この基準は,昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この基準は,昭和51年6月1日から施行する。

付 則

この基準は,昭和51年9月1日から施行する。

付 則

この基準は,昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和52年9月30日から施行する。

付 則

この基準は、昭和52年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和56年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和57年2月12日から施行する。

付 則

この基準は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和57年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和61年2月10日から施行する。

付 則

この基準は、昭和63年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成2年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成3年3月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成3年6月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 4 年 3 月 17 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 4 年 7 月 20 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行し、改正後の第 2 条の 2 の規定の適用を受ける者は、当分の間、改正規定の施行の日以後に株券の上場を申請し、新たに上場会社となる者に限るものとする。

付 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 8 条第 1 項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の改正規定は、施行日以後に合併契約を締結する本所の上

場有価証券の発行者から適用する。

付 則

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 平成8年1月1日改正付則の規定にかかわらず改正後の第2条の2の規定は、持株会社の子会社である上場会社に適用する。

付 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成11年9月1日から施行し、改正後の第2章及び第23条の規定は、同日以後に生じた会社情報について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第2条の3の規定は、本所が定める日から施行する。
- 3 平成12年4月1日前に開始する中間連結会計期間に関する改正後の第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「連結会計年度若しくは中間連結会計期間」とあるのは「連結会計年度」とする。

付 則

この規則は、平成11年11月10日から施行する。

付 則

この規則は、平成12年2月10日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成12年3月15日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は、民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日から施行する。

(注)「民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日」は平成12年4月1日

- 2 前項ただし書に定める施行の日前に決定された又は行われた和議開始の申立てに関する開示については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行前に有価証券上場規程第9条第2項第2号及び第3号cからeまでの規定により提出した書類については、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第2号uの規定は、平成13年3月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成13年7月16日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第1号d及び第7条の2の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則の規定に基づき取得する自己株式又は同規定に基づく自己株式の取得については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 改正後の第2条第7項の規定に基づく開示に係る第4条の2及

び第23条の規定は、平成14年3月1日以降に終了する事業年度の会社から適用する。

- 4 改正後の第7条の規定にかかわらず、商法等改正法附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この規則は、平成13年11月26日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株の引受権については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この規則は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。

（（注）本所が定める日は、平成14年6月17日）

付 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成15年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第4項の規定は、平成15年4月1日以後に開始する事業年度の会社から適用する。
- 3 改正後の第2条第8項の規定は、平成15年3月1日以後に終了する事業年度の会社から適用する。
- 4 改正後の第2条第4項の規定に基づく開示に係る第4条の2及び第23条の規定は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度の会社から、改正後の第2条第8項の規定に基づく開示に係る第4条の2及び第23条の規定は、平成16年3月1日以後に終了する事業年度の会社から、それぞれ適用する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。なお、この改正規定は、施行期日を同じくする「商法改正等に伴う業務規程等の改正」の施行に次いで改正するものとする。
- 2 平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用する。

付 則

この規則は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第4項の規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する連結会計年度（連結財務諸表を作成

すべき会社でない上場会社にあつては、事業年度。以下同じ。)における開示から適用する。ただし、システム対応又は子会社における対応等の必要がある上場会社の実務上の準備期間の必要性を踏まえ、平成19年3月31日以前に開始する連結会計年度における開示については、なお従前の例によることができるものとする。

3 前項ただし書の規定は、次の各号のいずれかに該当する上場会社については、適用しない。

(1) 施行日以後に上場申請が行われて新たに上場会社となった者
(株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けた者(同項各号に規定する上場会社のいずれかが前項ただし書の規定の適用を受けていた場合に限る。))を除く。

(2) 施行日以後に指定の申請が行われて市場第二部銘柄から市場第一部銘柄に指定された銘柄の上場会社

4 施行日前に開始する連結会計年度における開示は、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

2 改正後の第2条第1項第2号g及びjの規定は、平成17年3月1日以後の開示から適用する。

3 改正後の第2条第1項第2号uの規定は、この規則施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

4 改正後の第2条第9項の規定は、平成17年3月1日以後終了する事業年度から適用する。

5 改正後の第4条の4の規定にかかわらず、施行日において現に上場会社である会社については、同条に規定する宣誓書及び添付書類

を、平成17年3月31日（上場外国会社にあつては平成17年4月30日）までに本所に提出するものとする。この場合において、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

6 改正後の第10条の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

7 昭和46年7月1日改正付則第2項を削る改正規定は、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えた上場会社から適用する。

付 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 改正後の第20条の2第1項の規定は、平成18年1月4日以後の日を基準日とする株式分割について適用する。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。

（注）本所が定める日は、平成17年12月5日

付 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する銘柄に関するこの規則の適用については、本所が銘柄ごとに定める日までは、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第4号の規定は、上場会社の営業利益又は当該会社の属する企業集団の営業利益又は当該会社の属する企業集団の営業利益について、平成19年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度（同日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、当該中間会計期間又は中間連結会計期間）に係る決算の内容を開示した日以降に公表がされた予想値（当該予想値がない場合は、直近に公表がされた実績値）に比較して、当該上場会社が新たに算出した予想値又は当該事業年度の翌事業年度若しくは当該連結会計年度の翌連結会計年度（平成19年3月1日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、同日以後終了する事業年度又は連結会計年度）の決算において差異が生じた場合から適用する。
- 3 改正後の第2条第2項第3号の規定は、上場会社の子会社の営業利益又は当該子会社の属する企業集団の営業利益について、平成19年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度（同日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、当該中間会計期間又は中間連結会計期間）に係る決算の内容を開示した日以降に公表がされた予想値（当該予想値がない場合は、直近に公表がされた実績値）に比較して、当該子会社が新たに算出した予想値又は当該事業年度の翌事業年度若しくは当該連結会計年度の翌連結会計年度（平成19年3月1日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、同日以後終了する事業年度若しくは連結会計年度）の決算において差異が生じた場合から適用する。
- 4 改正後の第2条第7項及び第8項の規定は、平成19年3月1日以

後終了する事業年度の会社から適用する。

- 5 改正後の第23条の2の規定は、この規則施行の日以後に第23条第1項又は第2項の規定に基づき、本所より改善報告書の提出を求められた上場有価証券の発行者から適用する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年10月29日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号a f及びa g,同条第2号q, t, u及びv並びに同条第3号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第2号vの2の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
- 4 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第2条第2号uの規定の適用については、同u中「法第24条の4の7第1項に定める期間内」及び「当該期間内」とあるのは「法第24条の4の7第1項に定める期間の最終日の翌日から起算して15日を経過する日まで」とする。
- 5 施行日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書等については、改正前の第10条の規定は、なおその効力を有する。

付 則

この規則は、平成20年5月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第2条（第三者割当に係る部分に限る。）の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。
- 3 改正後の第2条第1項第1号a hの規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用する。
- 4 改正後の第2条第6項の2の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用する。
- 5 改正後の第2条第7項の規定は、施行日以後に発行に係る決議又は決定が行われるC B等から適用する。
- 6 施行日において現に上場会社である会社は、支配株主の有無及び支配株主を有する場合には当該支配株主の氏名（法人の場合にあっては、商号又は名称）その他本所が必要と認める事項を記載した書面を、平成22年3月31日までに本所に提出するものとする。
- 7 改正後の第2条第8項の規定は、平成22年3月1日以後終了する事業年度の経過後に行う開示から適用することができる。この場合において同日以前に終了する事業年度の経過後に行う開示については、改正前同項の規定に基づいて開示することとし、その旨を明示するものとする。
- 8 施行日において現に上場されている株券（外国株券を除き、社会資本整備市場への上場を申請する新規上場申請者にあつては、債券を含む。）の発行者は、第4条の5の規定に基づき、改正後の有価

証券上場規程の取扱要領11の4(1)から(4)まで及び(6)に掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の6に規定する報告書又はニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例の取扱い(以下「ヘラクレス特例の取扱い」という。)13の4(1)から(4)まで及び(6)に掲げる事項を記載したニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例(以下「ヘラクレス特例」という。)第9条の4に規定する報告書を、平成22年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

9 施行日において現に上場されている内国株券の発行者は、第4条の5の規定に基づき、改正後の有価証券上場規程の取扱要領11の4(1)から(6)までに掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の6に規定する報告書又はヘラクレス特例の取扱い13の4(1)から(6)までに掲げる事項を記載したヘラクレス特例第9条の4に規定する報告書を、平成22年3月1日以後に終了する最初の事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく本所に提出するものとする(当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。)。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

10 改正後の第13条の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会から適用する。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

2 改正後の第4条第2項の規定は、この規則施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期

間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。

- 3 四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第2条第1項第3号の規定は、施行日以後最初に終了する四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。
- 4 事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第2条第1項第3号の規定は、平成23年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。
- 5 改正前の第4条の4の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成22年10月12日から施行する。
- 2 第2条第1項第1号a hの規定は、株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場において、平成22年3月1日に現に上場していた上場内国株券の発行者については、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用する。
- 3 第2条第6項の2及び第2条第8項の規定は、株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場において、平成22年3月1日に現に上場していた上場内国株券の発行者については、平成22年3月1日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用する。
- 4 株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場において、平成22年3月1日に現に上場していた上場内国株券の発行者については、第4条の5の規定に基づき、JASDAQにおける有価証

券上場規程に関する取扱要領21(1)から(6)までに掲げる事項を記載したJQ有価証券上場規程第14条に規定する報告書を、平成22年3月1日以後終了する最初の事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく本所に提出するものとする（当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。）。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

5 第13条の規定は、株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場において、平成22年3月1日に現に上場していた上場内国株券の発行者については、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会から適用する。

6 この規則施行の日前において、廃止前JASDAQ等における上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の特例第10条の規定に基づき情報開示担当役員の届出を本所に行っている場合には、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の3の規定に基づき、施行日において、情報取扱責任者の届出を行ったものとみなす。

付 則

この規則は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成23年4月22日から施行する。

2 改正後の第2条第1項第1号a hの規定は、同年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始する事業年度については、なお従前の例による。

付 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第20条の3第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この規則は、平成24年5月28日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年6月29日から施行する。

企業行動規範に関する規則

第1章 総則

(目的等)

- 第1条 この規則は、上場会社（上場株券の発行者をいい、社会資本整備市場に上場されている株券、優先株及び社債券の発行者を含む。以下同じ。）が行う企業行動について適切な対応を求める事項を定める。
- 2 この規則の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定する取締役会の決議において、自主規制委員会の同意を得るものとする。

第2章 遵守すべき事項

(第三者割当に係る遵守事項)

- 第2条 上場会社は、第三者割当（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第5条第1項第11号に規定する第三者割当をいう。）による募集株式等（同号に規定する募集株式等をいう。以下同じ。）の割当を行う場合（本所が定める議決権の比率が25%以上となる場合に限る。）又は当該割当及び当該割当に係る募集株式等の転換又は行使により支配株主（適時開示等規則第2条第1項第2号gに規定する支配株主をいう。以下同じ。）が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行うものとする。ただし、当該割当の緊急性が極めて高いものとして本所が定める場合はこの限りでない。
- (1) 経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手
- (2) 当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認

(株式分割等)

第3条 上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割（優先出資の分割を含む。）、株式無償割当、新株予約権無償割当、株式併合又は単元株式数の変更を行わないものとする。

(MSCB等の発行に係る遵守事項)

第4条 上場会社は、MSCB等（適時開示等規則第2条第7項に規定するMSCB等をいう。以下同じ。）を発行する場合は、MSCB等を買受けようとする者によるMSCB等の転換又は行使を制限するよう本所が必要と認める措置を講じるものとする。

2 前項の規定は、本所が適当と認める場合には適用しない。

3 適時開示等規則第2条第7項第3号の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。

(書面による議決権行使等)

第5条 上場内国会社（上場内国株券の発行者をいう。以下同じ。）は、株主総会を招集する場合には、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、株主（同項第2号に掲げる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の全部に対して法の規定に基づき株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合は、この限りでない。

(上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備)

第6条 上場外国会社（上場外国株券又は上場外国株預託証券等の発行者をいう。以下同じ。）は、株主総会の招集をする場合には、指図書（外国株券等実質株主（指定振替機関が定める外国株券等の保管及び振替

決済に関する規則に規定する外国株券等実質株主をいう。以下同じ。)が議決権行使の指示を行うための書面をいう。)及び外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うために十分な内容を記載した参考書類(議決権行使の指示について参考となるべき事項を記載した書類をいう。)を、当該株主総会の日から2週間前までに、外国株券等実質株主に対して発送しなければならない。

(独立役員確保)

第7条 上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員(一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)又は社外監査役(会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)をいう。以下同じ。)を1名以上確保しなければならない。

2 独立役員確保に関し、必要な事項については、本所が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、JASDAQのうちグロースに上場する内国会社については、上場日以後、最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに独立役員を1名以上確保するものとする。

(上場内国会社の機関設置)

第8条 上場内国会社は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。

(1) 取締役会

(2) 監査役会又は委員会(会社法第2条第12号に規定する委員会をいう。)

(3) 会計監査人

2 前項の規定にかかわらず、JASDAQのうちグロースに上場する内国会社については、上場日から1か年を経過した日以後、最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに前項各号に掲げる機関

を置くものとする。

(公認会計士等の選任)

第9条 上場内国会社は、当該上場内国会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。)を行う公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者(以下「公認会計士等」という。)として選任するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、JASDAQのうちグロースに上場する内国会社については、上場日から1か年を経過した日以後、最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに当該上場内国会社の会計監査人を公認会計士等として選任するものとする。

(業務の適正を確保するために必要な体制整備)

第10条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(会社法第362条第4項第6号若しくは同法416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、JASDAQのうちグロースに上場する内国会社については、上場日から1か年を経過した日以後、最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに前項に定める体制の整備を決定するものとする。

(買収防衛策の導入に係る遵守事項)

第11条 上場会社は、買収防衛策(上場会社が資金調達などの事業目的

を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。以下同じ。）を導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。）する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

(2) 透明性

買収防衛策の発動（買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。）及び廃止（買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

(3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。

(4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。

(MBOの開示に係る遵守事項)

第12条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）に関して、適時開示等規則第2条第1項第1号tに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、

必要かつ十分に行うものとする。

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

第12条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が適時開示等規則第2条第1項第1号a(第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、d、fの2からhまで、jからnまで、rからuまで又はajに掲げる事項(支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条第1項の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、適時開示等規則第2条第2項第1号aからdまで、fからjまで、m又はsに掲げる事項(支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条第2項の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

2 上場会社は前項各号に掲げる場合には、必要かつ十分な適時開示を行うものとする。

(上場会社監査事務所等による監査)

第12条の3 上場内国会社は、上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいう。)(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所を含む。)の監査を受けるものとする。

(内部者取引の禁止)

第13条 上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業者に対し、当該上場会社の計算における内部者取引（法第166条及び第167条に規定する取引をいう。以下同じ。）を行わせてはならない。

（反社会的勢力の排除）

第14条 上場会社は、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係を有しないものとする。

（株式の非公開化の実施）

第15条 上場会社（上場会社が親会社等（親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。）、その他の関係会社（同条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。）又はその親会社をいうものとする。）を有する場合は、当該親会社等を含む。）は、上場後短期間で株式の非公開化を行わないよう努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、上場後短期間で株式の非公開化を実施する場合にあっては、当該上場会社はその必要性及び相当性について十分に検討を行わなければならないものとする。

（流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止）

第16条 上場会社は、第2条から前条までの規定を遵守するほか、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると認められる行為を行わないものとする。

第3章 望まれる事項

（投資単位の引下げ）

第17条 上場内国会社は、株券の投資単位（1単位当たりの価格をいう。以下同じ。）が50万円未満となるよう、株式分割又は単元株式数の減少

による投資単位の引下げに努めるものとする。

(売買単位統一に向けた努力)

第17条の2 上場内国会社は、上場内国株券の単元株式数を100株とするよう努めるものとする。

(コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組み)

第18条 上場会社は、本所からの要請等を踏まえて、株主の権利を尊重し、その持分に応じて平等に扱い、投資者の信頼性向上を図るよう、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする。

(議決権行使を容易にするための環境整備)

第19条 上場内国会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として本所が定める事項を行うよう努めるものとする。

(無議決権株式の株主への交付書類)

第19条の2 上場無議決権株式の発行者は、議決権付株式の株主に対して株主向け書類(議決権行使書面及び委任状を除く。)を交付した場合、速やかにこれを当該上場無議決権株式の株主にも交付するよう努めるものとする。

第20条 削除

(内部者取引の未然防止に向けた体制整備)

第21条 上場会社は、内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備を行うよう努めるものとする。

(反社会的勢力排除に向けた体制整備)

第22条 上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内体

制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努めるものとする。

(会計基準の変更等への的確な対応に向けた体制整備)

第23条 上場内国会社は、会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものとする。

(決算内容に関する補足説明資料の公平な提供)

第24条 上場会社は、適時開示等規則第2条第1項第3号の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めるものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条及び第11条の規定は、この規則施行の日から1か年経過した日以後に最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えた上場会社から適用する。

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成20年5月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この改正規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。
- 3 改正後の第4条第3項の規定は、施行日以後に発行に係る決議又は決定が行われるC B等から適用する。
- 4 改正後の第7条第1項の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日（以下「総会日」という。）の翌日から適用する。

付 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成22年10月12日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定は、株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場において、平成22年3月1日に現に上場していた上場内国株券の発行者については、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日（以下「総会日」という。）の翌日から適用する。
- 3 第7条第1項の規定は、株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場若しくはこの規則施行の日（以下「施行日」という。）前に本所が開設していたJASDAQ又はNEOにおいて、平成22年3月1日以後に上場した上場内国株券の発行者については、当該上場の日以後に最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日（以下「総会日」という。）の翌日から適用する。
- 4 第7条第1項の規定は、施行日以後1年を経過した日までにJASDAQスタンダードに上場した上場内国株券の発行者については、当該上場の日以後に最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日（以下「総会日」という。）の翌日から適用する。

- 5 第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規定は、株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場において、平成20年12月1日に現に上場していた上場内国株券の発行者については、平成21年12月1日以後に最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3か月目を迎えた日から適用する。
- 6 第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規定は、株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた市場若しくは施行日前に本所が開設していたJASDAQ又はNEOにおいて、平成20年12月1日以後に上場した上場内国株券の発行者については、当該上場の日から1か年を経過した日以後に最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3か月目を迎えた日から適用する。
- 7 第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規定は、施行日以後1年を経過した日までにJASDAQスタンダードに上場した上場内国株券の発行者については、当該上場の日から1か年を経過した日以後に最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3か月目の日から適用する。

付 則

この規則は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準

(目 的)

第1条 本所が、市場第一部銘柄の指定を行うについてはこの基準によるものとする。

(指定の特例)

第2条 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）又は株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）において市場第一部銘柄に指定されている株券のうち、本所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

2 株券上場審査基準第4条第3項（第2号及び第4号を除く。）の規定の適用を受ける株券（外国株券を除き、市場第一部銘柄の上場会社と同項第1号、第3号又は第5号に規定する行為の当事者である場合に限る。）のうち、本所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。

3 市場第二部銘柄の上場会社が市場第一部銘柄の上場会社を吸収合併する場合又は市場第一部銘柄の上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合においては、当該市場第二部銘柄の上場会社の株券のうち本所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。

4 前各項に規定するほか、新規上場申請者（社会資本整備市場及びJASDAQへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券のうち、本所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(指定基準)

第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、次の第1号から第5号まで及び第8号並びに本所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

次のaからcまでに適合すること。

- a 一部指定の時までに、浮動株式数（株券上場審査基準第4条第1項第1号aに規定する浮動株式数をいう。以下この条において同じ。）が2万単位以上となる見込みのあること。
- b 一部指定の時までに、浮動株式数が上場株式数の35%以上となる見込みのあること。
- c 一部指定の時までに、株主数（株券上場審査基準第4条第1項第1号cに規定する株主数をいう。）が2,200人以上となる見込みのあること。

(2) 浮動株時価総額

一部指定日における浮動株時価総額が20億円以上となる見込みのあること。

(3) 売買高

本所、東京証券取引所又は名古屋証券取引所に上場されている場合、次のとおりとする。

- a 本所のみを上場されている株券については、その株券の最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が200単位以上であること。
- b 本所及び東京証券取引所又は名古屋証券取引所に上場されている株券については、その株券の最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が、いずれか1か所において200単位以上か又は2か所の合計が250単位以上であること。

c 本所，東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されている株券については，その株券の最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が，いずれか1か所において200単位以上か又は3か所の合計が300単位以上であること。

(4) 上場時価総額

一部指定日における上場時価総額が40億円以上となる見込みのあること。

(5) 純資産の額

上場会社の直前事業年度の末日における純資産の額が，10億円以上であること。

(6) 利益の額

最近2年間の利益の額の総額が5億円以上であること。

(7) 時価総額

一部指定日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。ただし，最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a 上場会社が，最近5年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと

b 上場会社の最近5年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに各事業年度における四半期会計期間及び各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては，中間監査報告書を含む。以下同じ。）において，公認会計士又は監査法人の「無限定適正意見」若しくは「除

外事項を付した限定付適正意見」又は「無限定の結論」若しくは「除外事項を付した限定付結論」（特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」及び「除外事項を付した限定付意見」を含む。）が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

c 次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

(a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

付 則（抄）

1 この基準は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和52年9月30日から施行する。

付 則

この基準は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、昭和57年10月1日から施行する。

2 この基準施行の日（以下「施行日」という。）前の決算期における株式の分布状況については、なお従前の例による。

3 額面金額が50円の株式で、1単位の株式の数が1,000株未満である場合には、第3条第2号bに規定する上場株式数について、昭和60年10月1日以後最初に到来する決算期まで、株券上場審査基準第

4 条第 1 項第 1 号 a のかっこ書の規定に基づく株式数の読替えを行わないものとする。

4 施行日以後 1 年以内に到来する決算期における第 3 条第 2 号の規定の適用については、同号中「最近 2 事業年度の末日」とあるのは「最近 1 事業年度の末日」とする。

5 施行日以後 1 年以内に到来する決算期において第 3 条第 2 号 b の規定に適合しないときは、当該決算期の直前決算期につき、改正前の第 3 条第 2 号の規定を適用する。この場合において、改正前の第 3 条第 2 号中「最近 2 事業年度の末日」とあるのは「最近 1 事業年度の末日」とする。

6 昭和 58 年 10 月 1 日以後 1 年以内に到来する決算期における第 3 条第 2 号 b の規定の適用については、同号 b 中「最近 2 事業年度の末日」とあるのは「最近 1 事業年度の末日」とする。

7 額面金額が 50 円の株式又は額面金額が 50 円の株式から転換された無額面株式で、1 単位の株式の数が 1,000 株未満である場合には、第 3 条第 4 号に規定する 1 株当たり利益配当は、昭和 60 年 10 月 1 日以後最初に終了する事業年度まで、5 円以上とする。

付 則

1 この基準は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に行う市場第一部銘柄の指定に係る審査から適用する。

2 昭和 59 年 2 月末日以前に到来する決算期に係る審査において、改正後の第 3 条第 3 号の規定に適合しないときは、改正前の第 3 条第 3 号の規定を適用する。

付 則

この基準は、昭和 58 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成5年8月10日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年1月1日から施行し、同日以後に行う市場第一部銘柄の指定に係る審査から適用する。

付 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成9年1月1日から施行し、平成8年11月中に審査対象決算期を迎えた上場株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成10年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成11年2月1日から施行し、平成10年11月中に審査対象決算期を迎えた上場株券の審査から適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成11年8月1日から施行する。
- 2 改正後の規定（第3条第8号を除く。）は、この基準施行の日以後改正後の第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場株券から適用する。
- 3 改正後の第3条第8号の規定は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成12年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る

中間財務諸表等について適用し、平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について、上場会社の有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等が、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第21号）による改正後の財務諸表等規則若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第22号）による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）により作成されている場合又は中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第23号）による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）若しくは中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）により作成されている場合は、当該財務諸表等又は中間財務諸表等から適用する。

付 則

この基準は、平成12年3月15日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条第2号bただし書の規定は、この基準施行の日以後、第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社から適用する。

付 則

この基準は、平成13年11月26日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成15年1月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。ただし、当該申請に基づく市場第一部銘柄への指定は平成15年4月1日前には行わないものとする。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成14年10月末日前に第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この基準施行の日の前日までに上場申請された銘柄については、改正前の第2条第1項の規定は、なお効力を有する。

付 則

この基準は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。
- 2 平成11年2月1日改正付則第2項を削る改正規定は、この基準施行の日以後に開始する事業年度を直前事業年度として市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う者から適用する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成19年1月1日から平成19年2月28日までに直前事業年度の末日等（改正前の第3条第1項第1号に規定する直前事業年度の末日等をいう。）が到来した上場会社については、なお従前の例によることができる。

付 則

この基準は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第8号a及びbの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第8号cの規定は、施行日以後に開始する事業年

度から適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1号、第2号、第4号及び第7号の規定は、この改正規定施行の日以後に市場第一部銘柄への指定の申請を行う上場会社から適用する。

付 則

この基準は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成23年1月31日から施行する。
- 2 この基準施行の日の前日において、市場第二部に指定されている上場会社の発行する株券が、東京証券取引所又は名古屋証券取引所における市場第一部銘柄に指定されている場合であって、本所が適当と認めるものについては、当該銘柄を市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

付 則

この基準は、平成24年5月28日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄の指定の申請を行う上場株券の発行者の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準

(目 的)

第1条 本所が市場第一部銘柄から市場第二部銘柄へ指定替えを行うについては、この基準によるものとする。

(指定替え基準)

第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。

(1) 株式の分布状況

次の a 又は b に該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社が次の a 又は b に定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

a 上場会社の事業年度の末日において、浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が1万単位未満である場合において、1か年以内に1万単位以上とならないとき。

b 上場会社の事業年度の末日において、株主数（株券上場審査基準第4条第1項第1号cに規定する株主数をいう。）が2,000人未満である場合において、1か年以内に2,000人以上とならないとき。

(2) 浮動株時価総額

上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額が10億円未満である場合において、1か年以内に10億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときの浮動株時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。

(3) 売買高

本所、東京証券取引所又は名古屋証券取引所に上場されている銘柄が次のaからcのいずれかに該当する場合

- a 本所のみを上場されている株券については、その株券の最近1年間の月平均売買高が40単位未満である場合。
- b 本所及び東京証券取引所又は名古屋証券取引所のいずれかに上場されている株券については、その株券の最近1年間の月平均売買高が、いずれにおいても40単位未満であり、かつ2か所の合計が50単位未満である場合。
- c 本所、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されている株券については、その株券の最近1年間の月平均売買高が、いずれにおいても40単位未満であり、かつ3か所の合計が60単位未満である場合。

(4) 上場時価総額

上場時価総額が20億円に満たない場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあつては、3か月）以内に20億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときの上場時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、当該1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

（審査の資料）

第3条 前条第1号及び第5号については、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号本文に定める期間内における同号及び同号ただし書の規定を適用する場合における同号については、本所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

付 則(抄)

1 この基準は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和53年10月11日から施行する。

付 則

1 この基準は、昭和57年10月1日から施行する。

2 額面金額が50円の株式で、1単位の株式の数が1,000株未満であ

る場合には、第2条第2号に規定する上場株式数について、昭和60年10月1日以後最初に到来する決算期まで、株券上場審査基準第4条第1項第1号aのかっこ書の規定に基づく株式数の読替えを行わないものとする。

- 3 この基準施行の日以後1年以内に到来する決算期における第2条第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「3か年以内」とし、昭和58年10月1日以後1年以内に到来する決算期における第2条第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「2か年以内」とする。

付 則

この基準は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和63年1月13日から施行する。

付 則

この基準は、平成2年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成13年10月1日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、この基準施行の日（以下「施行日」という。）以後に

審査対象決算期が到来する株主数の審査から適用する。ただし、平成3年4月1日以後施行の前日までの間において1株を1.5株以上に分割する株式分割（同時に1単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。）若しくは1単位の株式の数の2分の1以下への変更（上場前の株式分割又は1単位の株式の数の変更については、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に行われたものに限る。）を行った又は行うことを決議した上場会社が発行者である株券については、施行日から1か年を経過した日以後に開始する事業年度を審査対象決算期とする株主数の審査から適用するものとし、当該審査対象決算期前に到来する審査対象決算期の株主数に係る審査については、これを行わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この基準施行の際、現に猶予期間内にある銘柄については、施行日の前日において改正前の第2条第2号に定める株主数に達していたものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の昭和57年10月1日改正付則第3項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

付 則

- 1 この基準は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第4号の規定は、平成15年4月を審査対象とする上場時価総額の審査から適用するものとし、改正後の第2条第5号の規定は、施行日以後開始する連結会計年度又は事業年度を審査対象とする債務超過の審査から適用するものとする。

付 則

この基準は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この基準は，平成15年5月8日から施行する。

付 則

この基準は，平成17年2月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成17年10月1日から施行し，同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

付 則

この基準は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成19年12月1日から施行する。
- 2 施行の日の前日において，改正前の第2条第2号に係る猶予期間内にある銘柄のうち，当該猶予期間に入った日の前日において，その株主数が2,000人未満である銘柄については，当該猶予期間に入った日に改正後の第2条第1号bに係る猶予期間に入ったものとみなす。
- 3 改正後の第2条第1号及び2号の規定は，施行日以後に到来する上場会社の事業年度の末日の審査から適用する。

付 則

この基準は，平成23年1月31日から施行する。

付 則

この基準は，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成25年1月1日から施行する。

株券上場廃止基準

(目 的)

第1条 本所に上場されている株券，優先出資証券及び外国株預託証券等の上場廃止については，この基準によるものとする。

2 この基準の変更は，取締役会の決議により行う。ただし，変更の内容が軽微な場合は，この限りでない。

3 前項に規定する取締役会の決議においては，自主規制委員会の同意を得るものとする。

(上場廃止基準)

第2条 上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は，その上場を廃止するものとする。

(1) 株式の分布状況

次の a から c までのいずれかに該当する場合。ただし，本所が定めるところにより上場会社が a 又は c に定める期間の最終日後に行った公募，売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については，本所が定めるところにより取り扱うことができる。

a 上場会社の事業年度の末日において，浮動株式数（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1号 a に規定する浮動株式数をいう。以下において同じ。）が1,000単位未満となった場合において，1か年以内に1,000単位以上とならないとき。

b 上場会社の事業年度の末日において，浮動株式数が上場株式数の5%未満である場合であって，上場会社が本所が定める日までに本所の定める公募，売出し又は数量制限付分売予定書を本所に

提出しないとき。

- c 上場会社の事業年度の末日において、株主数（株券上場審査基準第4条第1項第1号cに規定する株主数をいう。）が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。

(2) 浮動株時価総額

上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号に規定する浮動株時価総額をいう。以下同じ。）が2億5千万円未満である場合において、1か年以内に2億5千万円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないとき、本所がその都度定めるところによる。

(3) 売買高

次のa及びbに該当する場合。ただし、a及びbに該当後3か月以内に、本所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。

- a 最近1年間の月平均売買高が5単位未満である場合
- b 本所及び株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所に上場されている株券、優先出資証券及び外国株預託証券等については別に定めるところによる。

(4) 上場時価総額

上場時価総額が5億円に満たない場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあつては、3か月）以内に5億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないときの上場時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(6) 銀行取引の停止

上場会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、本所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。

(8) 事業活動の停止

上場会社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

(9) 実質的存続性の喪失（不適當な合併等）

次のaからcまでに掲げる場合において、当該aからcまでのいずれかに該当すると本所が認めた場合

- a 上場会社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為（以下この a において「吸収合併等」という。）を行った場合

当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該上場会社（吸収合併等の前においては、当事者である非上場会社として本所が認める者をいう。）が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

- b 会社が株券上場審査基準第4条第3項（第2号及び第4号を除く。）の規定の適用を受けて上場した場合（新設合併，株式移転又は新設分割をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。）

当該会社について株券上場審査基準第4条第3項第1号，第3号又は第5号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該会社（同項第1号，第3号又は第5号に該当する前においては，審査対象である非上場会社として本所が認める者をいう。）が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

- c 上場会社の支配株主（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第2条第1項第2号gに規定する支配株主をいう。以下同じ。）若しくはその他の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）のうち当該上場会社の意思決定機関を支配している者が変更した場合（変更後の支配株主が上場会社である場合を除く。）又は非上場会社により上場会社が子会社化（他の会社の子会社になることをいう。）された場合

当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該上場会社が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

(9)の2 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当（適時開示等規則第5条第1項第11号に規定する第三者割当をいう。）により支配株主が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるとき。

(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書及び特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合
- b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。）において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨（特定事業会社の場合にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載され、かつ、その影響が重大であると

本所が認めた場合

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合，有価証券上場規程第3条の2，第12条の3の2第6項若しくは第13条第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(13) 株式事務代行機関への委託

上場会社（株券審査基準第4条第1項第9号ただし書に該当する上場会社を除く。）が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

(14) 株式の譲渡制限

上場会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし，特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって，かつ，その内容が本所の市場における売買を阻害しないと認められるときは，この限りでない。

(15) 完全子会社化

上場会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(16) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(17) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合

(18) 全部取得

上場会社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(19) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

- 2 上場銘柄が外国株券である場合には、第1項第2号から第19号まで（第3号、第13号、第14号及び第16号を除く。）のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 外国の金融商品取引所等における上場廃止等

次の a 又は b に該当する場合。ただし、当該銘柄の外国の金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は本所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でない認められるときは、この限りでない。

a 外国の金融商品取引所に上場されている銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券が上場されている場合を含む。）については、当該金融商品取引所における当該銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券を含む。）の上場廃止が決定されたとき。

b 外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券が取引されている場合を含む。）については、当該店頭市場における当該銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券を含む。）の相場を即時に入手することができない状態となったと本所が認めたとき。

(2) 浮動株式数

上場外国会社の事業年度の末日において、浮動株式数が次の銘柄の区分に従い、当該区分に定める株式数に満たない場合において、1か年以内に当該区分に定める株式数以上とならないとき。

a 1,000株単位銘柄については、500万株

b 500株単位銘柄については、250万株

- c 100株単位銘柄については、50万株
- d 50株単位銘柄については、25万株
- e 10株単位銘柄については、5万株
- f 1株単位銘柄については、5,000株

(3) 流通状況

次の a 又は b に該当する場合

- a 外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券が上場又は継続的に取引されている場合を含む。）については、外国の金融商品取引所等における当該銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券を含む。）についての流通の状況が著しく悪化したと認めた場合。ただし、本所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。
- b 本所のみを上場されている銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合に限る。）については、本所における当該銘柄についての流通の状況が著しく悪化したと認めた場合

(4) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。）における取扱いの対象とならないこととなった場合

(5) 株式の譲渡制限

上場外国会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を

阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

3 上場銘柄が外国株預託証券等である場合には、第1項第3号から第19号まで（第12号、第13号及び第15号を除く。）のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 預託契約等の終了

上場審査基準第4条第1項第13号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる場合。ただし、上場外国株預託証券等に係る預託機関等の変更により当該預託契約等その他の契約が終了となる場合は、この限りでない。

(2) 前項各号のいずれかに該当する場合。この場合における前項第1号及び第3号の規定の適用については、これらの規定中「当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券」とあるのは「当該銘柄に表示される権利に係る外国株券」とする。

(3) 当該銘柄が受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株信託受益証券及び外国ETF信託受益証券（ETFに関する有価証券上場規程の特例に規定する外国ETF信託受益証券をいう。）の保管及び振替決済に関する業務をいう。）における取扱いの対象とならないこととなった場合

（審査の資料）

第3条 前条第1項第1号、第2号及び第5号並びに同条第2項第3号（同条第2項若しくは第3項による場合を含む。）については、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号a又はbに定める期間内における各号並びに同項第2号ただし書の規定を適用する場合における各号については、本所が定めるところにより、上場会社の事業年

度の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(再建計画等の審査に係る申請)

第3条の2 本所は、第2条第1項第7号に定める本所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第1項第7号前段に該当したものとみなす。

(実質的存続性の喪失(不適當な合併等)の審査に係る申請等)

第3条の3 本所は、第2条第1項第9号に定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合(当該申請が行われないことが明らかなる場合を含む。)は、第2条第1項第9号に該当したものとみなす。

3 上場会社が、第1項の規定に基づき、申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事取引参加者の作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。

4 上場会社が、株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けて上場した会社である場合における当該上場会社に対する前3項及び第2条第1項第9号(外国株券である場合を含む。)の規定の適用については、当該上場会社を同基準第4条第3項の規定の適用に伴い、上場廃止となった会社と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないとする場合は、この限りでない。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第3条の4 上場株券，上場優先出資証券又は上場外国株預託証券等が上場廃止となるおそれがある場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該上場株券，上場優先出資証券又は上場外国株預託証券等を監理銘柄に指定することができる。

2 上場株券，上場優先出資証券又は上場外国株預託証券等の上場廃止が決定された場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該上場株券，上場優先出資証券又は上場外国株預託証券等を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については，監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(上場廃止日の取扱い)

第4条 当該銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは，本所が定めるところによる。

付 則 (抄)

1 この基準は，昭和47年7月1日から施行する。

付 則

1 この基準は，昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この基準は，昭和50年9月30日から施行する。

付 則

この基準は，昭和52年3月1日から施行する。

付 則

この基準は，昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この基準は，昭和52年9月30日から施行する。

付 則

この基準は、昭和53年10月11日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、昭和57年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第11号の規定は、同年12月1日から施行する。
- 2 額面金額が50円の株式で、1単位の株式の数が1,000株未満である場合には、第2条第1項第2号bに規定する上場株式数について、昭和60年10月1日以後最初に到来する決算期まで、株券上場審査基準第4条第1項第1号aのかっこ書の規定に基づく株式数の読替えを行わないものとする。
- 3 この基準施行の日以後1年以内に到来する決算期における第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「3か年以内」とし、昭和58年10月1日以後1年以内に到来する決算期における第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「2か年以内」とする。

付 則

この基準は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和58年11月1日から施行し、同日以後に行う株券の上場廃止に係る審査から適用する。

付 則

この基準は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和63年1月13日から施行する。

付 則

この基準は、平成2年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成3年6月14日から施行する。

付 則

この基準は、平成4年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年1月1日から施行し、同日以後に行う株券の上場廃止に係る審査から適用する。

付 則

この基準は、平成8年8月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年10月1日から施行し、同日以後に行う株券の上場廃止に係る審査から適用する。

付 則

この基準は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成11年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第5号の規定は、平成15年1月1日以後の決算期において該当する上場銘柄から適用し、同日前に到来する決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成11年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第10号の規定は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成

12年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について適用し，平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては，なお従前の例による。ただし，平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について，上場会社の有価証券届出書，有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等が，財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第21号）による改正後の財務諸表等規則若しくは連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第22号）による改正後の連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）により作成されている場合又は中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第23号）による改正後の中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）若しくは中間連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）により作成されている場合は，当該財務諸表等又は中間財務諸表等から適用する。

付 則

この基準は，平成11年11月10日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成12年3月15日から施行する。ただし，改正後の第2条第1項第6号の規定は，民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日から施行する。

（注）「民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日」は平成12年

4月1日

- 2 前項ただし書に定める施行の日前に和議を必要とするに至った又はこれに準ずる状態となった上場会社については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第9号の規定は、平成13年3月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この基準は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の昭和58年11月1日改正付則第2項及び第3項並びに平成10年12月1日改正付則第2項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

付 則

この基準は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この基準施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに上場申請され、かつ、上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の第2条第1項第4号の規定は、平成15年4月を審査対象とする上場時価総額の審査から適用するものとする。
- 3 改正後の第2条第1項第5号の規定は、平成16年1月1日以後開

始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この基準は、平成16年8月2日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第10号の規定は、この基準施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 改正後の第2条第1項第11号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

4 施行日において現に上場会社である会社のうち、改正後の第2条第1項第13号に規定する株式事務代行機関を設置していない会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えたときから同号の規定を適用する。

5 平成4年2月1日改正付則第2項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度の翌事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

付 則

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する銘柄に関するこの基準の適用については、本所が銘柄ごとに定める日までは、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、同項の銘柄が、平成18年12月29日までに指定保管振替機関の外国株券等保管振替決済業務（指定保管振替機関が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に規定する外国株券等保管振替決済業務をいう。）における取扱いの対象とならなかった場合は、改正後の第2条第2項第4号に該当したものとみなす。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年10月29日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第1号及び第2号の規定は、施行日以後に到来する上場会社の事業年度の末日の審査から適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 本所は、施行日の前日において監理ポスト又は整理ポストに割り当てられている銘柄を、第3条の4の改正規定に従い、施行日にそれぞれ監理銘柄又は整理銘柄に指定するものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第10号及び第11号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日よりも前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第2条第1項第10号の規定の適用については、同号中「1か月以内」とあるのは「45日以内」と、「3か月以内」とあるのは「105日以内」とする。

付 則

この基準は、平成20年5月12日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第9号の2の規定は、この改正規定施行の日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

付 則

この基準は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。

社会資本整備市場上場廃止基準

(目 的)

第1条 本所の社会資本整備市場に上場されている株券，優先株及び社債券の上場廃止については，この基準によるものとする。

(上場廃止基準)

第2条 社会資本整備市場の上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は，その上場を廃止するものとする。

(1) 上場株式数

上場株式数が2,000単位未満である場合

(2) 株式の分布状況

株主数（社会資本整備市場上場審査基準第3条第1項第2号bに規定する株主数をいう。以下同じ。）が150人未満である場合において，1か年以内に150人以上とならないとき。ただし，本所が定めるところにより上場会社（社会資本整備市場に上場されている株券，優先株又は社債券の発行者をいう。以下同じ。）が当該期間の最終日後に行った公募，売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については，本所が定めるところにより取り扱うことができる。

(3) 売買高

最近1年間の月平均売買高が5単位未満である場合。ただし，該当後3か月以内に，本所が別に定めるところにより公募，売出し又は立会外分売を行う場合は，この限りでない。

(4) 上場時価総額

上場時価総額が5億円に満たない場合において，9か月（事業の現状，今後の展開，事業計画の改善その他本所が必要と認める事項

を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に5億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときの上場時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。

(5) 無配継続

上場会社が最近5事業年度において、継続して剰余金配当を行っていない場合

(6) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号。以下「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となつてから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(7) 銀行取引の停止

上場会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となつた場合

(8) 破産手続、再生手続又は更生手続

上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至つた場合又はこれに準ずる状態になつた場合。この場合において、本所が適当と認める再建計画の開示を行つ

た場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。

(9) 事業活動の停止

上場会社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

(10) 実質的存続性の喪失（不適當な合併等）

- a 上場会社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為（以下この第9号において「吸収合併等」という。）を行った場合

当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合で、かつ、当該上場会社（吸収合併等の前においては、当事者である非上場会社として本所が認める者をいう。）が3か年以内に社会資本整備市場上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

- b 上場会社の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくはその他の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）のうち当該上場会社の意思決定機関を支配している者が変更した場合（変更後の親会社が上場会社である場合を除く。）又は非上場会社により上場会社が子会社化（他の会社の子会社になることをいう。）された場合

当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合で、かつ、当該上場会社が3か年以内に社会資本整備市場上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

(10)の2 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第5条第1項第11号に規定する第三者割当をいう。）により支配株主（適時開示等規則第2条第1項第2号gに規定する支配株主をいう。以下同じ。）が異動し

た場合において、3年以内に支配株主との取引に係る健全性が著しく毀損されていると本所が認めるとき。

(11) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(12) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合
- b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士又は監査法人によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論を表明しない」が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

(13) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(14) 株式事務代行機関への委託

上場会社が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となっ

た場合

(15) 株式の譲渡制限

上場会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(16) 完全子会社化

上場会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(17) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(18) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合

(19) 全部取得

上場会社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2 社会資本整備市場の上場優先株が前項各号（第1号及び第4号を除く。）のいずれかに該当する場合のほか、次の各号に該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) 上場株式数が1,000単位未満となった場合

(2) 優先株としての存続期間が満了となる場合

3 社会資本整備市場の上場社債券が第1項第7号から第13号まで（第8号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）、第17号、第18号又は第20号のいずれかに該当した場合のほか、社会資本整備市場の上場社債券の銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。ただし、第2号に該当する銘柄であって、

本所が特に必要と認めるものについては，上場を廃止しないことができる。

- (1) 最終償還期限の到来の日の1か月前までに未償還額面総額が10億円未満となった場合又は上場日現在の未償還額面総額の20%未満となった場合
- (2) 残存年数が1年未満となった場合
- (3) 上場社債券の発行者が，当該銘柄について期限の利益を喪失した場合

(審査の時期)

第3条 前条第1項第2号及び第6号については，上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず，前条第1項第2号に定める期間内における同号ただし書の規定を適用する場合については，本所が定めるところにより，上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(再建計画等の審査に係る申請)

第3条の2 本所は，第2条第1項第8号に定める本所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は，上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において，当該申請は，本所が定めるところによるものとする。

- 2 前項の申請が行われなかった場合は，第2条第1項第8号前段に該当したものとみなす。

(実質的存続性の喪失（不適當な合併等）の審査に係る申請等)

第3条の3 本所は，第2条第1項第10号に定める社会資本整備市場上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査に

については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

- 2 前項の申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかなる場合を含む。）は、第2条第1項第10号に該当したものとみなす。
- 3 上場会社が、第1項の規定に基づき、申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事取引参加者の作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。

（監理銘柄及び整理銘柄の指定）

第3条の4 社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券、上場優先株又は上場社債券を監理銘柄に指定することができる。

- 2 社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券、上場優先株又は上場社債券を整理銘柄に指定することができる。
- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

（上場廃止日の取扱い）

第4条 当該銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

付 則

この基準は、平成12年2月10日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成12年3月15日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第8号の規定は、民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日から施行する。

（注）「民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日」は平成12年4月1日

- 2 前項ただし書に定める施行の前日に和議を必要とするに至った又はこれに準ずる状態となった上場会社については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第11号の規定は、平成13年3月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この基準は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この基準施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに上場申請され、かつ、上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の第2条第1項第4号の規定は、平成15年4月を審査対象とする上場時価総額の審査から適用するものとする。
- 3 改正後の第2条第1項第6号の規定は、平成16年1月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この基準は、平成16年8月2日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第11号の規定は、この基準施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 改正後の第2条第1項第12号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第11号及び第12号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第2条第11号の規定の適用については、同号中「1か月以内」とあるのは「45日以内」と、「3か月以内」とあるのは「105日以内」とする。

付 則

この基準は、平成20年5月12日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第10号の2の規定は、この改正規定施行の日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

付 則

この基準は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。